

# 王寺町地域防災計画

## 地震編

令和 3 年 3 月  
王寺町防災会議



# 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	1
<b>第1節 目的</b> .....	1
第1 計画の目的 .....	1
第2 計画の構成及び概要 .....	1
第3 計画の修正 .....	1
第4 計画の周知徹底 .....	1
第5 用語の定義 .....	2
<b>第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</b> .....	2
<b>第3節 町の概要</b> .....	3
第1 町の位置 .....	3
第2 地勢 .....	3
第3 気象 .....	3
第4 河川 .....	3
第5 人口動向 .....	3
第6 地震災害の記録 .....	3
<b>第4節 地震災害想定</b> .....	5
第1 第2次奈良県地震被害想定調査による被害予測 .....	5
第2 想定地震の設定 .....	7
第3 南海トラフ巨大地震の被害想定 .....	10
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	14
<b>町民避難</b> .....	14
<b>第1節 避難行動計画</b> .....	14
<b>第2節 避難生活計画</b> .....	14
<b>第3節 要配慮者の安全確保計画</b> .....	14
<b>第4節 帰宅困難者対策計画</b> .....	15
第1 震災時帰宅困難者数の想定 .....	15
<b>第5節 住宅応急対策準備計画</b> .....	15
<b>町民等の防災活動の促進</b> .....	16
<b>第6節 防災教育計画</b> .....	16
<b>第7節 防災訓練計画</b> .....	16
<b>第8節 自主防災組織の育成に関する計画</b> .....	17
第1 自主防災組織の活動 .....	17
<b>第9節 企業防災の促進に関する計画</b> .....	18
<b>第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画</b> .....	19

第 11 節	ボランティア活動支援環境整備計画	19
	<b>災害に強いまちづくり</b>	20
第 12 節	まちの防災構造の強化計画	20
第 1	都市施設に求められている防災機能	20
第 2	災害に備えた計画的なまちづくり	20
第 3	震災に備えた取組	21
第 4	防災空間の整備拡大	21
第 5	橋梁の整備	22
第 6	河川管理施設	22
第 13 節	建築物等災害予防計画	23
第 1	町有建築物の耐震性の確保	23
第 2	民間建築物等の耐震診断・改修の促進	23
第 3	液状化対策	24
第 4	被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	24
第 5	文化財建造物等の耐震性向上対策	25
第 6	コンピュータの安全対策	25
第 7	その他	25
第 14 節	災害に強い道づくり	26
第 1	連絡体制の整備	26
第 15 節	緊急輸送道路の整備計画	26
第 16 節	ライフライン施設の災害予防計画	27
第 1	上水道	27
第 2	下水道	27
第 3	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	27
第 4	電信電話施設	30
第 5	ガス	34
第 6	鉄道	36
第 7	ライフライン共同収容施設等	36
第 17 節	危険物施設等災害予防計画	36
第 18 節	水害予防計画	37
第 19 節	地盤災害予防計画	37
第 20 節	地震火災予防計画	38
第 1	火災拡大要因の除去	38
第 21 節	第五次地震防災緊急事業五箇年計画	39
	<b>災害応急対策及び復旧への備え</b>	39
第 22 節	防災体制の整備計画	39
第 23 節	航空防災体制の整備計画	39
第 24 節	通信体制の整備計画	40

第 25 節	孤立集落対策	40
第 26 節	支援体制の整備	40
第 27 節	受援体制の整備	40
第 28 節	保健医療計画	40
第 29 節	防疫予防計画	41
第 30 節	火葬場等の確保計画	41
第 31 節	廃棄物処理計画	41
第 32 節	食料、生活必需品の確保計画	41
第 33 節	文化財災害予防計画	41
第 34 節	応援協定計画	41
第 35 節	原子力災害予防計画	42
<b>第 3 章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>43</b>
第 1 節	避難行動計画	43
第 1	地震災害等における避難開始の時期	43
第 2	地震災害等における避難時の原則	43
第 2 節	避難生活計画	44
第 3 節	要配慮者の支援計画	44
第 4 節	帰宅困難者対策計画	44
第 5 節	住宅応急対策計画	44
	<b>発災時の対応</b>	<b>45</b>
第 6 節	活動体制計画	45
第 1	災害対策本部設置	45
第 2	町防災会議	45
第 3	町の防災体制	46
第 4	災害対策本部会議の組織構成と運営方針	47
第 7 節	災害情報の収集・伝達計画	53
第 1	地震情報の伝達計画	53
第 8 節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	59
第 9 節	通信運用計画	60
第 10 節	広報計画	60
第 11 節	支援体制の整備	60
第 12 節	受援体制の整備	60
第 13 節	人員確保計画	60
第 14 節	公共土木施設の初動応急対策	61

第 15 節	建築物の応急対策計画	61
第 1	被災建築物の応急危険度判定	61
第 2	被災宅地の応急危険度判定	61
第 16 節	公園、緑地の応急対策計画	62
第 1	公園、緑地	62
第 17 節	道路等の災害応急対策計画	63
第 1	被害状況の把握と情報発信	63
第 2	河川管理施設	64
第 3	ため池	64
第 18 節	ライフライン施設の災害応急対策計画	65
第 1	上水道	65
第 2	下水道	65
第 3	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	66
第 4	電信電話施設	69
第 5	ガス	73
第 6	鉄道	75
第 19 節	危険物施設等災害応急対策計画	78
第 20 節	地盤災害応急対策計画	78
第 21 節	消火活動計画	79
	<b>救助・医療活動計画</b>	79
第 22 節	救急、救助活動計画	79
第 23 節	保健医療活動計画	79
	<b>緊急輸送計画</b>	79
第 24 節	緊急輸送計画	79
第 25 節	災害警備、交通規制計画	79
	<b>物資供給計画</b>	80
第 26 節	食料、生活必需品の供給計画	80
第 27 節	給水計画	80
	<b>保健・衛生計画</b>	80
第 28 節	防疫、保健衛生計画	80
第 29 節	遺体の火葬等計画	80
第 30 節	廃棄物の処理及び清掃計画	80
	<b>支援受入計画</b>	81
第 31 節	ボランティア活動支援計画	81
第 32 節	海外からの支援受入計画	81
第 33 節	救助法等による救助計画	81

<b>教育施設等計画</b> .....	81
<b>第34節 文教対策計画</b> .....	81
<b>第35節 文化財災害応急対策</b> .....	81
<b>第4章 災害復旧・復興計画</b> .....	82
<b>第1節 公共施設の災害復旧</b> .....	82
<b>第2節 被災者の生活確保</b> .....	82
<b>第3節 被災中小企業の振興</b> .....	82
<b>第4節 農林業者への融資</b> .....	82
<b>第5節 義援金の受入・配分等に関する計画</b> .....	82
<b>第6節 激甚災害の指定に関する計画</b> .....	83
<b>第7節 災害復旧・復興計画</b> .....	83
<b>第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画</b> .....	84
<b>第1節 総則</b> .....	84
第1 計画の目的 .....	84
第2 基本的な考え方 .....	84
第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱 .....	85
<b>第2節 南海トラフ地震臨時情報</b> .....	86
第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止 .....	86
第2 南海トラフ地震臨時情報の発表 .....	86
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 .....	87
<b>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</b> .....	88
<b>第4節 防災訓練計画等</b> .....	88
第1 防災訓練計画 .....	88
第2 公共施設における防災対策の充実 .....	88
<b>第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画</b> .....	89
第1 町職員に対する防災知識の普及 .....	89
第2 町民に対する防災知識の普及 .....	89
第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画 .....	90
第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及 .....	90
<b>第6節 地域防災力の向上に関する計画</b> .....	91
第1 自主防災組織の災害対応能力の向上 .....	91
第2 事業所等の災害対応能力の向上 .....	91
<b>第7節 広域かつ甚大な被害への備え</b> .....	93
第1 建築物の耐震性の確保 .....	93
第2 町有建築物の耐震性の確保 .....	93

第3	民間建築物等の耐震診断・改修の促進	94
第4	液状化対策	95
第5	時間差発生による災害の拡大防止	95
第6	帰宅困難者対策	96
第7	文化財保護対策	97
<b>第8節</b>	<b>地震発生時の応急対策等</b>	<b>98</b>
第1	災害対策本部等の設置	98
第2	地震発生時の応急対策	99
第3	被災者の安否情報	104
<b>第9節</b>	<b>消火活動計画</b>	<b>105</b>
第1	出火防止・初期消火	105
第2	消防活動	105
第3	県内市町村相互の広域応援体制	105
第4	他都道府県からの応援体制	105
第5	救急・救助活動	106
<b>第10節</b>	<b>保健医療活動計画</b>	<b>107</b>
第1	医療救護活動	107
第2	傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送	107
第3	後方医療体制	108
第4	医薬品等の供給	108
第5	保健師等による健康管理に関する活動	108
第6	在宅難病患者に関する活動	108
第7	精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動	108
第8	小児・周産期領域の患者への支援	109
<b>第11節</b>	<b>緊急輸送計画</b>	<b>110</b>
第1	計画の基本方針	110
第2	輸送力の確保	110
<b>第12節</b>	<b>防疫、保健衛生計画</b>	<b>111</b>
第1	防疫体制	111
第2	食品衛生対策	111
第3	防疫・保健衛生用資機材の調達等	111
第4	生活衛生対策	111
<b>第13節</b>	<b>支援・受援体制の整備</b>	<b>112</b>
第1	相互応援体制の整備	112
第2	支援体制の整備	112
第3	受援体制の整備	112
第4	ボランティア等の活動体制	112
<b>第14節</b>	<b>広域避難対策</b>	<b>113</b>
第1	広域避難者の受入体制の整備	113
第2	広域避難者への対応	113
<b>第15節</b>	<b>物資等の確保</b>	<b>114</b>

第 1	町民、町、県の役割分担.....	114
第 2	平常時の物資調達.....	114
第 3	平常時の報告.....	115
第 4	食料備蓄率の向上.....	115



# 第1章 総 則

## 第1節 目的

### 第1 計画の目的

本計画は、災対法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「王寺町地域防災計画」の地震編として、町における大規模な地震災害に対処するため、地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町及び県、町を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関、その他防災上重要な施設の管理者等（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町土及び町民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### 第2 計画の構成及び概要

王寺町地域防災計画は、水害・土砂災害等編、地震編、資料編で構成する。「地震編」の構成は次の5章による。

第1章	総 則	この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、被害想定など、計画の基本となる事項を示す。
第2章	災 害 予 防 計 画	地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。
第3章	災 害 応 急 対 策 計 画	地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。
第4章	災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画	民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな震災復旧・復興を図るための計画を示す。
第5章	広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計 画	南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

### 第3 計画の修正

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第1節 第4「計画の修正」を準用する。

### 第4 計画の周知徹底

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第1節 第5「計画の推進・周知徹底」を準用する。

## 第5 用語の定義

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第1節 第6「用語の定義」を準用する。

## 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第2節「防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

### 第3節 町の概要

#### 第1 町の位置

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第3節 第1「町の位置」を準用する。

#### 第2 地勢

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第3節 第2「地勢」を準用する。

#### 第3 気象

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第3節 第3「気象」を準用する。

#### 第4 河川

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第3節 第4「河川」を準用する。

#### 第5 人口動向

水害・土砂災害等編 第1章 総則 第3節 第5「人口動向」を準用する。

#### 第6 地震災害の記録

町付近が震源で過去に起こった直下型地震のうち、記録に残っているものは1494年（明応3）M6.0、1510年（永正7）M6.8、1596年（慶長1）M7.5、1936年（昭和11）M6.4の4回である。うち、1494年と1936年のものは、規模は大きくはないものの、震源がそれぞれ現三郷町、現河合町（二上山付近とする説もある）と町に近く、町付近に活断層が存在することを裏付けている。

※県では、災害の歴史から学び、今後の教訓として活かすため、古くは江戸時代から、県内で被害が発生した様々な災害をわかりやすくまとめた「歴史から学ぶ 奈良の災害史」を平成26年度に作成した。

##### 1 町の過去の地震被害

過去の記録にある町に影響のあった地震災害

年 月 日	種別・名称	被害状況
1936(昭和11)年 2月21日	河内大和 地震	震源二上山付近、八木で震度5 大和川断層の活動であることが近年いわれてきた。 死者大阪府8人、奈良県1人、家屋全半壊148戸 竜田署管内で学校損傷3、家屋倒壊1、家屋損傷261、 亀裂12、灯籠及び石碑倒壊333

##### 2 影響のあった過去の地震

■ 町付近が震源の直下型地震の履歴

年月日	震源	マグニチュード	被害状況
1494年 6月19日	現三郷町	6.0	東大寺・興福寺・薬師寺・法華寺・西大寺破損 郡山矢田庄の民家多く破損 余震翌年に及ぶ。5月中連日余震
1510年 9月21日	現八尾市	6.8	藤井寺・常光寺等潰れる。 大阪で潰死者あり、奈良での被害は小さい。
1596年 9月5日	現東大阪市	7.5	京都三条より伏見の間で被害が最も多く、伏見城天守 大破、約600人圧死 諸寺民家の倒壊死傷多し、堺で死者600人 奈良では興福寺・唐招提寺・法華寺・海龍王寺で大被害、 般若寺十三重塔上部落下

地震編 第1章 総 則

年月日	震 源	マグニチュード	被 害 状 況
1936年 2月21日	現河合町	6.4	死者大阪府8人、奈良県1人 家屋全半壊148戸、崖崩れ 法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀損傷 八木で震度5 大和川断層の活動

## 第4節 地震災害想定

### 第1 第2次奈良県地震被害想定調査による被害予測

県では、想定地震における事前被害予測と地震被害早期評価システムの整備のため、地質・地盤データや人口データ、建物データ等を収集し、地震災害関連要因データベースが構築されている。

平成16年に発表された「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」において、町の地震災害は次のように想定されている。

#### ■ 県地震被害想定による町の被害（単位は棟、件、人）

起 震 断 層	全壊	半壊	出火	死者	負傷	避難 人口1	避難 人口2
奈良盆地東縁断層帯	996	1,247	11	41	325	5,334	6,435
中央構造線断層帯	1,464	1,308	15	60	266	6,084	8,179
生駒断層帯	1,607	1,273	15	66	278	6,138	8,186
木津川断層	102	658	1	5	134	1,045	1,196
あやめ池撓曲～松尾山断層	1,255	1,286	12	50	254	6,032	7,565
大和川断層帯	1,411	1,286	14	57	263	6,068	8,188
千股断層（高取～大淀町）	241	892	4	11	224	1,924	2,248
名張断層	162	797	2	8	180	1,450	1,674
東南海・南海地震	8	10	0	0	3	39	49
東南海地震	0	1	0	0	0	0	0
南海地震	3	3	0	0	1	15	18
東海・東南海地震	0	1	0	0	8	0	0
東海・東南海・南海地震	8	10	0	0	18	39	49

資料：第2次奈良県地震被害想定調査報告書（平成16年10月公表）

避難人口1：震災直後より避難所を利用する人口

避難人口2：地震発生から1週間が経過した時点で避難所を利用している人口

#### 被害想定

上記の結果により、町の地震被害想定値を定める。

震度6強以上 想定全壊棟数：1,600棟以上

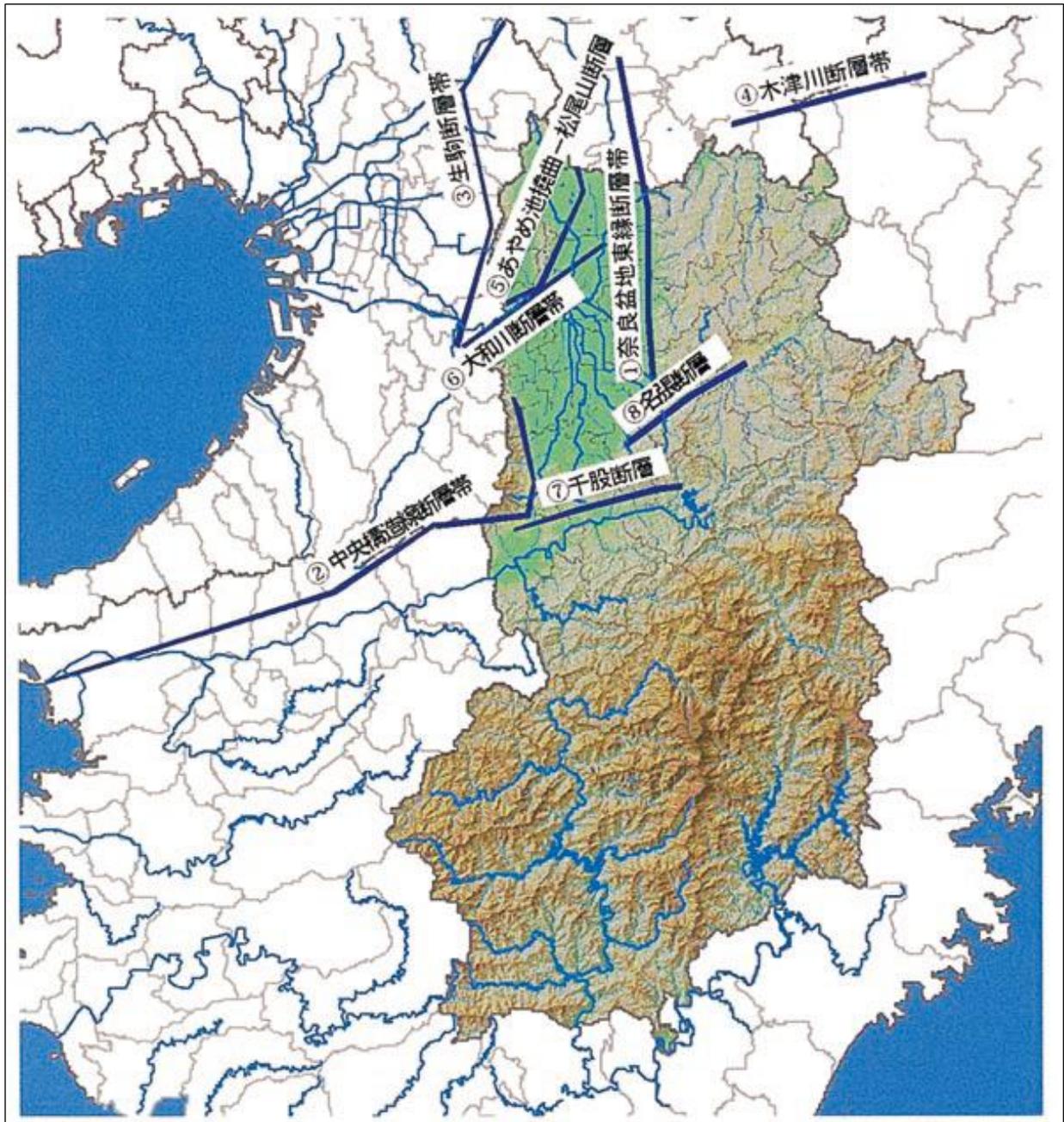
想定半壊棟数：1,300棟以上

想定家屋被害：3,000棟

死者65人以上 避難所利用者：8,200人以上

負傷者325人以上 出火件数：15以上

■ 内陸型地震の想定震源



資料：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

## 第2 想定地震の設定

町では、平成21年3月に「地震防災マップ作成技術資料」（内閣府）に基づき、内陸型地震、海溝型地震、直下型地震を想定した揺れやすさマップと地域の危険度マップを策定している。以下にその算定結果の概要を整理する。

### 1 内陸型地震の想定

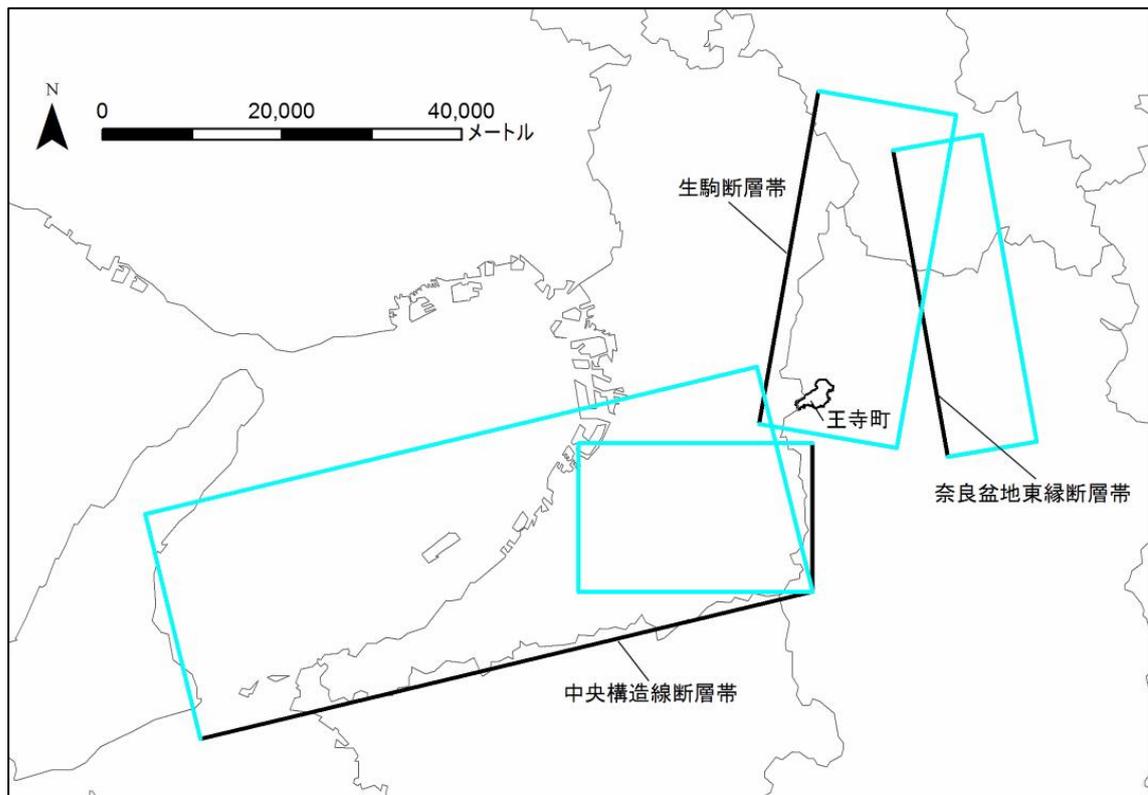
内陸型地震を調査対象として以下の3つの活動断層を想定して検討を行っている。

- (1) 奈良盆地東縁断層帯
- (2) 中央構造線断層帯
- (3) 生駒断層帯

#### ■ 活断層で発生するM7.0以上の地震断層のパラメータ

項目	奈良盆地東縁断層帯	中央構造線断層帯	生駒断層帯
マグニチュード	7.5	8.0	7.5
モーメントマグニチュード	7.1	7.6	7.1
断層上端深さ	0 km	0 km	0 km
断層走向	N10° W	N0° E&N70° E	N10° E
断層傾斜角	55°	30°	35°
断層の長さ	35 km	17km&70 km	38 km
断層の幅	17.5 km	30 km	19 km

#### ■ 町周辺の断層位置図



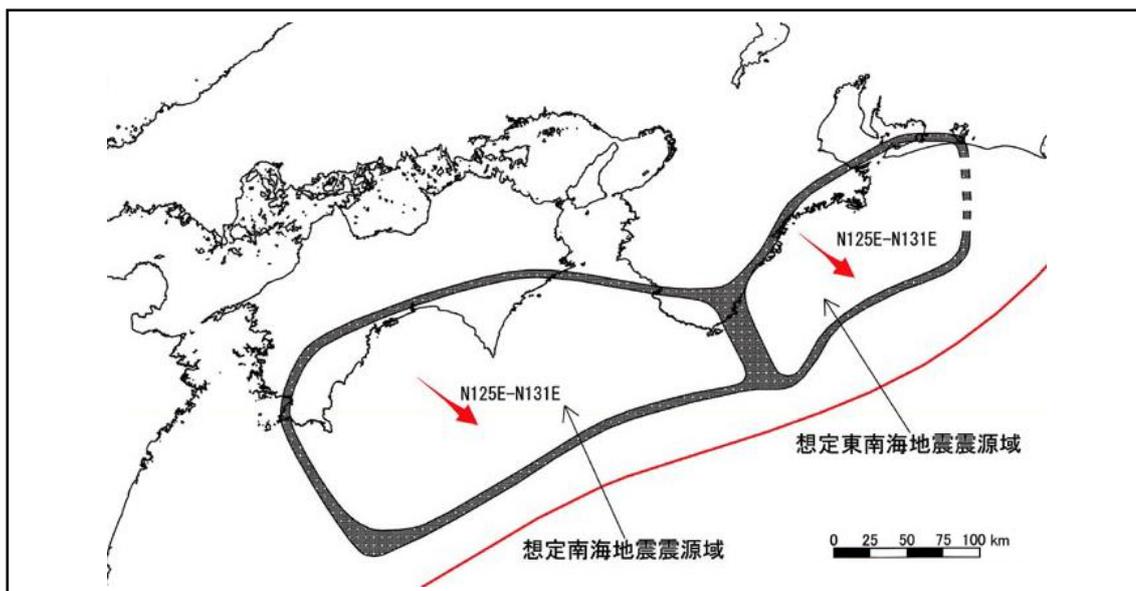
## 2 海溝型地震の想定

「奈良県報告書」における海溝型地震（①東南海・南海地震、②東南海地震、③南海地震、④東海・東南海地震、⑤東海・東南海・南海地震）の中で、町での最大震度を示している①東南海・南海地震を想定震源として設定している。

### ■ 海溝型地震である東南海・南海地震の断層モデルパラメータ（中央防災会議）

項目	東南海・南海地震
マグニチュード	8.6
震源域面積	約 52,800 km <sup>2</sup>

### ■ 東南海・南海地震の震源域



## 3 直下型地震で発生するM6.9以上の地震

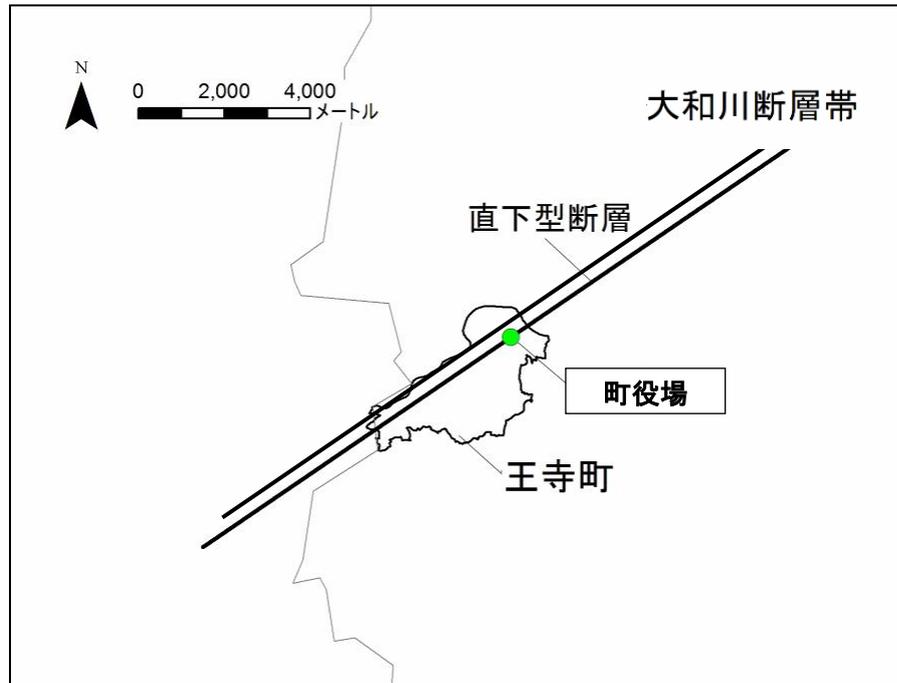
これは、対象地域の直下の活断層を震源とする M6.9 の地震を想定するものである。ここでは、町役場直下に活断層を仮定し、「奈良県報告書」で調査対象としている内陸型地震のひとつである大和川断層帯を想定震源として試算している。

### ■ 直下型地震で発生するM6.9以上の地震断層のパラメータ

項 目	大和川断層帯	直下型断層
マグニチュード	7.1	6.9
モーメントマグニチュード	6.8	6.6
断層上端深さ	0 km*	4 km
断層走向	N56° E	N56° E
断層傾斜角	90° *	90°
断層の長さ	22 km	17.4 km
断層の幅	15 km	8.7 km

\*この項目は詳細が不明のため、隣接するあやめ池撓曲-松尾山断層のものを準用している。

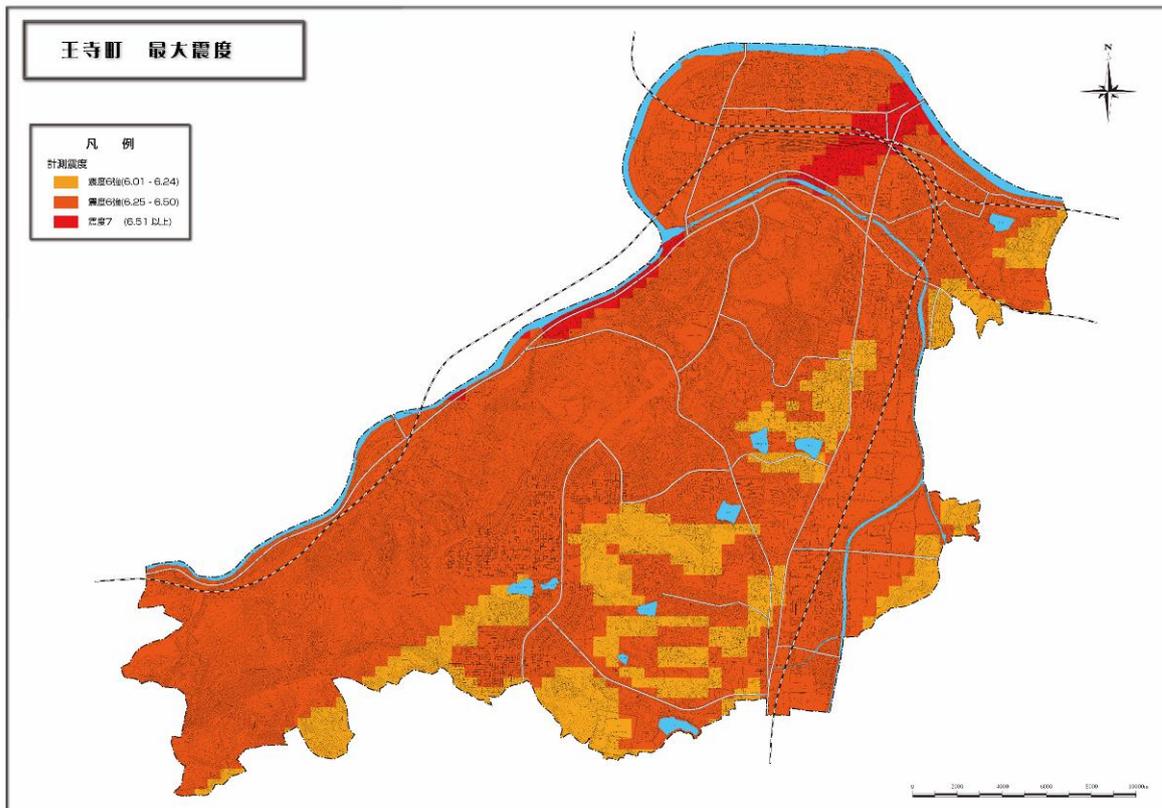
■ 直下型地震の断層等の想定図



4 最大震度

以上の内陸型地震、海溝型地震、直下型地震の地震源を想定し、今後30年間に町各地域において、起こりうる最大震度を重ね合わせてメッシュ単位で発生する可能性が考えられる最大震度の分布を下図に示す。

■ 最大計測震度分布



### 第3 南海トラフ巨大地震の被害想定

下記に記載の数値は、第2次奈良県地震被害想定調査報告（平成16年10月公表）のものであり、南海トラフ巨大地震に関する最新の情報については、以下の数値及び「第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画」を参照する。

#### 1 内閣府が公表した被害想定について

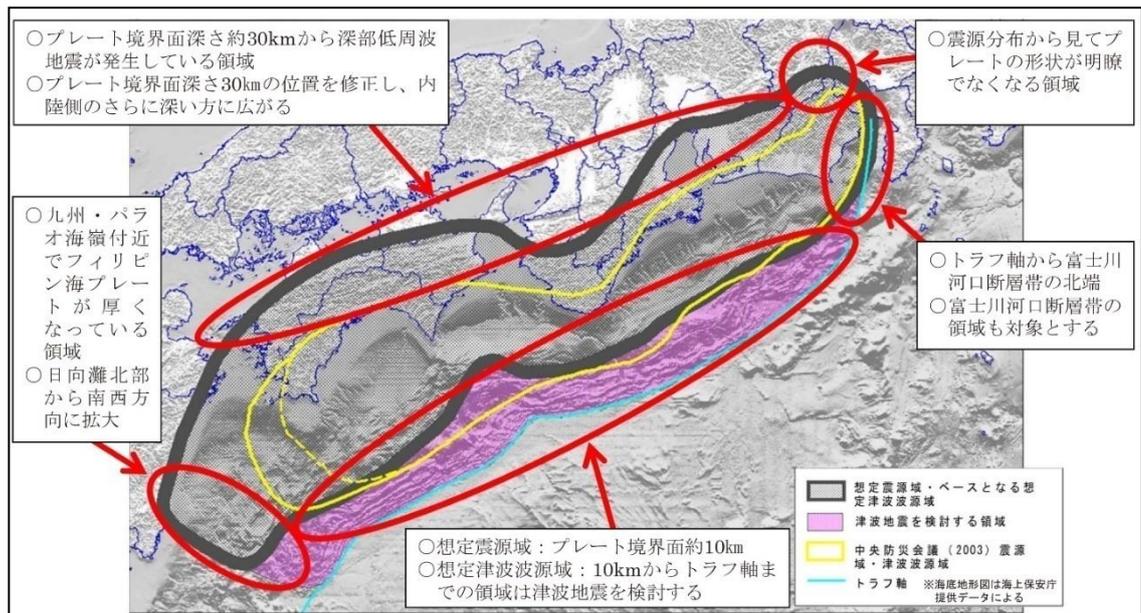
##### (1) 前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している。（想定される地震規模：マグニチュード9.1）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されている（平成31年1月1日現在）。

#### ■ 南海トラフの巨大地震の想定震源断層域



#### ■ 地震の規模

区分	南海トラフ巨大地震		参 考			
	津波断層モデル	強震断層モデル	2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約14万km <sup>2</sup>	約11万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup>	約18万km <sup>2</sup>	約6万km <sup>2</sup>	約6.4万km <sup>2</sup>
モーメント マグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al 2005) 9.0 理科年表	8.7(Pulido et al in press) 8.8 理科年表	8.7

## (2) 検討経過（内閣府の検討会及び中央防災会議のワーキンググループで検討）

南海トラフの巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長：阿部勝征「東京大学名誉教授会」、以下「モデル検討会」という。）において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月に第一次報告として、震度分布・津波高（最小50mメッシュ）の推計結果がとりまとめられた。さらに同年8月、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに最小10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果がとりまとめられた。

また、併行して、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（主査：河田恵昭 関西大学教授、以下「WG」という。）において、被害想定手法等の検討が進められ、平成24年8月、被害想定第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果をとりまとめた。

その後、平成25年3月、被害想定第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害がとりまとめられた。

## (3) 被害想定の設定（複数ケースの比較）

## ア 想定する地震動

モデル検討会で検討された最大クラスの地震動について、想定される複数の震源域のうち「基本ケース」と、揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」の2パターンについて想定する。

## イ 想定するシーン（季節・時刻）

想定される被害が異なる3種類のパターンを設定する。

- (ア) 冬の深夜：多くが自宅で就寝中であり、家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
- (イ) 夏の昼：木造建築物内の滞留人口が少ない時間帯
- (ウ) 冬の夕方：家庭での火気使用（暖房、炊事等）が多い時間帯

火災による被害が異なる2種類の風速を設定する。

- a 平均風速：（参考：奈良県の平均風速：5m/秒以下）
- b 風速8m：火災による被害が多くなる。

ウ なお、国の被害想定においては、アとイの組合せのほか、津波被害について4ケース、津波からの避難率について2ケースが想定され、全部で96ケースに及び被害想定が出されているが、本県は、津波被害に関するケース分けの影響は受けない。

## 2 町及び県において想定される被害の概要について

## ※被害想定再計算（参考）

南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月公表）について、最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等）に基づき、再計算されたものである。

令和元年6月の被害想定（再計算）は、マクロの被害を把握する目的で実施されており、都府県別の数値はその計算根拠を明確にするために示されたものであるため、ある程度幅をもって見る必要がある。なお、この結果は各都府県において地域の実情に応じて実施されている被害想定に影響を与えるものではないとされている。

## (1) 想定震度

南海トラフ巨大地震による震度分布では、県下の最大震度は6強であり、本町の震度は6強の揺れが想定されている。

■南海トラフ巨大地震による町における最大震度

市 町 村	最 大 震 度
王 寺 町	6 強

資料：内閣府WG第1次報告資料市町村別最大震度より

(2) 県内の人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、本節第3の1の(3)のとおり設定された複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおりである。

■ 県内における人的被害・建物被害の想定（平成24年8月公表）

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約100人	約1,700人
住家全壊棟数	約7,500棟	約47,000棟

なお、全国では最大約32万人の死者数が想定され、そのうち約70%が津波によるものとされている。一方、県内では最大約1,700人の死者のうち約90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。

■ 県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月の被害想定（再計算））

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
住家全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

(3) 県全体の施設等の被害想定

南海トラフ巨大地震により想定される県内施設等の被害概要は、次のとおりである。

ア ライフライン施設被害（平成24年8月公表）

被害想定項目		県内の想定被害(最大値)
ライフライン 施設被害	上水道（断水人口）	約130万人
	下水道（支障人口）	約93万人
	電力（停電軒数）	約82万軒
	固定電話（不通回線数）	約23万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸

イ ライフライン施設被害（令和元年6月の被害想定（再計算））

被害想定項目		県内の想定被害(最大値)
ライフライン 施設被害	上水道（断水人口）	約130万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸

## ウ 交通施設被害（平成24年8月公表）

被害想定項目		県内の想定被害(最大値)
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約920箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約590箇所

## エ 避難者数（平成24年8月公表）

被害想定項目		県内の想定被害(最大値)
避難者数	発災1日後	約14万人
	発災1週間後	約29万人
	発災1ヶ月後	約23万人

## オ 避難者数（令和元年6月の被害想定（再計算））

被害想定項目		県内の想定被害(最大値)
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人

## カ 帰宅困難者数（平成24年8月公表）

被害想定項目		県内の想定被害(最大値)
帰宅困難者数		約13万人

## キ 被災可能性のある国宝・重要文化財（平成24年8月公表）

被害想定項目		県内の想定被害(最大値)
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		38施設

## ク 孤立可能性のある集落数（平成24年8月公表）

被害想定項目		県内の想定被害(最大値)
孤立可能性のある集落数（農業集落）		41集落

## 第2章 災害予防計画

### 町民避難

#### 第1節 避難行動計画

水害・土砂災害等編 第2章 第1節「避難行動計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室、総務課、政策推進課、生涯学習課、学校教育課、義務教育学校設置準備課、文化交流課、地域交流課、国保健康推進課、子育て支援課、保健センター、福祉介護課、上下水道課、まちづくり推進課、都市計画課、消防団
主な関係機関	県、自衛隊、西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、自治会、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

#### 第2節 避難生活計画

水害・土砂災害等編 第2章 第2節「避難生活計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室、総務課、政策推進課、地域交流課、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課、住民課、国保健康推進課、子育て支援課、保健センター、福祉介護課、上下水道課、出納室、社会福祉協議会
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

#### 第3節 要配慮者の安全確保計画

水害・土砂災害等編 第2章 第3節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室、福祉介護課、地域交流課、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課、子育て支援課
主な関係機関	西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、自治会、自主防災組織、民生児童委員協議会、王寺町防災士ネットワーク

## 第4節 帰宅困難者対策計画

大規模地震等の発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想されるため、町は、県や関係機関と連携し、東日本大震災や大阪府北部地震の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

担当部課局	危機管理室、福祉介護課、地域交流課
主な関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、タクシー協会

### 第1 震災時帰宅困難者数の想定

地震等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者で、通勤・通学者や観光客などを想定する。

#### 1 町からの通勤通学者

国勢調査（平成27年）によると、町の昼間人口は19,560人で、夜間と比較し3,465人の流出超過となっている。

こうした状況に加え、町外からの通勤通学者は5,486人流入している。

項目	人口等（人）
(1) 夜間人口	23,025
(2) 昼間人口	19,560
(3) 昼夜間人口の差(1)-(2)	3,465
(4) 町外から従業・通学	5,486

平成27年国勢調査による。

#### 2 観光客

奈良県観光客動態調査報告書（平成30年奈良県観光局）によると、町が含まれる県西部エリアの年間観光客数は6,121千人で、県全体の13.8%を占めている。

#### 3 帰宅困難者の想定

町において地震発生時における帰宅困難者数は、最大で5,400人を超える可能性を考慮し、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、タクシー協会等と連携した帰宅困難者対策を検討する。

上記以外の事項については、水害・土砂災害等編 第2章 第4節「帰宅困難者対策計画」を準用する。

## 第5節 住宅応急対策準備計画

水害・土砂災害等編 第2章 第5節「住宅応急対策準備計画」を準用する。

担当部課局	建設課、危機管理室、都市計画課、まちづくり推進課
主な関係機関	県、賃貸住宅管理会社、一般社団法人プレハブ建築協会

## 町民等の防災活動の促進

### 第6節 防災教育計画

水害・土砂災害等編 第2章 第6節「防災教育計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室、学校教育課
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合（西和消防署）、県教育委員会

### 第7節 防災訓練計画

水害・土砂災害等編 第2章 第7節「防災訓練計画」を準用する。

担当部課局	全部課局
主な関係機関	県、西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、自衛隊、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、自治会、自主防災組織、商工会（事業者）、交通事業者、王寺町防災士ネットワーク

## 第8節 自主防災組織の育成に関する計画

地震の最初の一撃から、最も重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要な行動となる。このため、町民は平常時から交流と対話を促進し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取組むよう勧奨する。

町及び消防機関は、この取組に対して適切な支援、助言及び指導を行い、町民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

担当部課局	危機管理室、消防団
主な関係機関	自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

### 第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、町内防災士、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、王寺町防災士ネットワーク、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生児童委員、社会福祉協議会、住民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体と連携し、次の事項を実施する。また、女性の参加促進に努めることとする。

なお、発災時の活動内容や役割について、引き続き検討するものとする。

#### 1 平常時の活動内容

- (1) 地震とその対策についての知識普及や啓発  
学習会において、起こりうる地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等を行う。
- (2) 地域における危険箇所の把握  
土砂災害危険箇所の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等を行う。
- (3) 地域における消防水利の確認  
消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等を行う。
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発  
家庭が行う地震対策として特に重視すべき2点（家具固定と建物の耐震化）についての啓発等を行う。
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認  
平常時よりの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等を行う。
- (6) 要配慮者の把握  
要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等を行う。
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認  
ワークショップにおける地域防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、避難所設備の点検等を行う。
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理  
バール、のこぎり、ジャッキ等の整備、発電機の動作確認、消火器の点検等を行う。
- (9) 地区防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加・促進  
初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等を行う。
- (10) 地区防災マップの作成  
地区の状況を確認し、地区防災マップの作成を行う。
- (11) 県及び町が開催する防災ワークショップへの参加促進  
県及び町が開催する防災ワークショップへ積極的に参加する。
- (12) 王寺町防災士ネットワークとの連携

平常時より王寺町防災士ネットワークとの連携体制の構築を図る。

(13) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、町民の防災士の資格取得促進等を行う。

(14) 地域全体の防災意識向上の促進

P T Aや民生児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、町民同士の勉強会の開催等を行う。

※地区防災マップづくり、地区防災訓練等の他団体の参考事例は、本節末尾の「■参考事例のURL」を参照

## 2 発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 町民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集・伝達
- (5) 避難誘導
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入の調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

上記以外の事項については、水害・土砂災害等編 第2章 第8節「自主防災組織の育成に関する計画」を準用する。

### ■参考事例

・ [内閣府] 地区防災計画モデル事業報告

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf>



・ [静岡県] 自主防災組織活動実践事例集

[https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/jisyubou\\_jirei/index.html](https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/jisyubou_jirei/index.html)



## 第9節 企業防災の促進に関する計画

水害・土砂災害等編 第2章 第9節「企業防災の促進に関する計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室、地域交流課
主な関係機関	町内事業所、商工会

## 第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

水害・土砂災害等編 第2章 第10節「消防団員による地域防災体制の充実強化計画」を準用する。

担当部課局	消防団、危機管理室
主な関係機関	奈良県広域消防組合（西和消防署）、自主防災組織、町内各事業所、王寺町防災士ネットワーク

## 第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

水害・土砂災害等編 第2章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」を準用する。

担当部課局	町社会福祉協議会
主な関係機関	県社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部

## 災害に強いまちづくり

### 第12節 まちの防災構造の強化計画

町は、震災時のまちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。

また、地震等の災害時には都市公園が防災公園としての役割を果たすことから、都市公園の体系的な整備を促進し、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

担当部課局	まちづくり推進課、都市計画課、建設課、危機管理室
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大和川河川事務所

#### 第1 都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

##### 1 道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

##### 2 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に一時避難場所（防災公園）、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

##### 3 河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

#### 第2 災害に備えた計画的なまちづくり

##### 1 防災ブロックの強化

まちづくり推進課、都市計画課は、災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動拠点及び町民の避難場所の体系的な整備を進める。

##### 2 災害に強い計画的な土地利用

まちづくり推進課、都市計画課は、「災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくり」を進めるため、都市計画マスタープランにおいて、都市防災に関する整備方針を定め、まちの防災構造の強化に努める。

###### (1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

体系的な防災拠点の配置による交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。

###### (2) 防災を考慮した土地利用

溢水、湛水、崖崩れ等による災害のおそれがある土地は、災害のおそれがある災害種に応じた防災を考慮した土地利用を進める。

###### (3) 防火地域、準防火地域の指定

市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

### 第3 震災に備えた取組

#### 1 公共施設の安全性・防災機能の強化

町は、災害時に町民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

##### (1) 避難場所、防災拠点の確保

災害時に町民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地（防災公園）等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。また、防災拠点として、いづみスクエアを活用する。

##### (2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

ア 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

イ 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることができるよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

ウ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

#### 2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

##### (1) 建築物の耐震対策

災害時における市街地の防災機能向上のため、まちづくり推進課、都市計画課は、県等の協力のもとで、次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに耐震改修を促進する。

なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

ア 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の災害時に避難支援を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なもの

イ 避難住民の安全性を確保すべき避難路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物

ウ 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

##### (2) 建築物の不燃化対策

まちづくり推進課、都市計画課は、県と連携し、災害時における火災等による延焼被害を防止するため、建築物不燃化対策を実施する。

#### 3 災害に強いまちづくり施策

町は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

##### (1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップ、県作成の大規模盛土造成地マップの活用）

危機管理室は、災害に備えて地震防災ハザードマップ、県作成の大規模盛土造成地マップ等を利用し、避難者の安全を確保するための避難路などを町民に周知し、二次災害の防止を図る。

##### (2) 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

### 第4 防災空間の整備拡大

まちづくり推進課、都市計画課は、防災空間として、震災時に広域避難場所、一時避難場所となる都市公園の体系的な整備を促進し、都市全体の安全性向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、震災時の被害を最小限にとどめるとと

もに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能するよう整備を進める。

併せて防災公園においては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

## 第5 橋梁の整備

建設課は、道路管理者と連携し、特に重要な道路施設である橋梁、道路機能を確保するため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線の耐震性の強化を進める。

### 1 事業中及び今後事業実施予定の箇所

関係機関は、事業中及び今後事業実施予定の箇所について、「道路橋示方書・同解説（平成24年4月改訂（公社）日本道路協会）」に基づき整備を進める。

### 2 その他の箇所

関係機関は、その他の箇所について、点検調査を実施して補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

## 第6 河川管理施設

### 1 河川管理施設等の整備

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、建設課は、河川管理施設等の管理者と連携して耐震点検基準等により、各施設の対震度を点検し、補強等の対策を進める。

### 2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

上記以外の事項については、水害・土砂災害等編 第2章 第12節「まちの防災構造の強化計画」を準用する。

## 第13節 建築物等災害予防計画

町は、震災による人的被害の軽減のため、町が策定した「耐震改修促進計画（改訂版）」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

担当部課局	各町有施設管理課、まちづくり推進課、建設課、危機管理室、総務課、学校教育課、地域交流課、文化交流課
主な関係機関	県

### 第1 町有建築物の耐震性の確保

#### 1 防災上重要な役割を果たす建築物

各町有施設管理課は、次の建築物について「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう耐震診断・改修・建替・移設新築を進める。

- (1) 防災上重要となる役場庁舎、水道庁舎及び水道施設、消防団屯所等の公共施設
- (2) 被災者の救護活動を担当する地域医療機関のうち中心的な役割を果たす病院
- (3) 避難所となる学校、体育館、公民館等

また、非常用電源、自家発電機など防災上重要な設備の機能強化を推進する。

#### 2 その他の既存建築物

各町有施設管理課は、町が所有又は管理する公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果、耐震改修が必要と認められたものは、耐震改修に努める。

#### 3 非構造部材の耐震対策

各町有施設管理課は、町が所有又は管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策に努める。

### 第2 民間建築物等の耐震診断・改修の促進

王寺町耐震改修促進計画の改訂版に基づき、以下の取組を行う。

#### 1 耐震性向上の普及啓発

まちづくり推進課は、既存建築物の耐震性向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実、相談窓口の設置等により、広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

#### 2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

まちづくり推進課は、県と協力し、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に対し、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、次の建築物については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

- (1) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校
- (2) 老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物
- (3) 避難住民の安全性を確保すべき避難経路沿いの既存建築物
- (4) 震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物
- (5) 救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物

### 3 倒壊物・落下物対策

まちづくり推進課は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなる次の構造物に関する安全性の確保について、関係団体、事業者や町民等に周知・指導等を行う。

- (1) 広告塔や建築物に付設された看板やエアコンの外部機器
- (2) 各種自動販売機
- (3) 家屋のブロック塀等

### 4 木造住宅の耐震診断・改修の促進

まちづくり推進課は、県と協力し、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

### 5 非構造部材の耐震対策

まちづくり推進課は、県と協力し、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

### 6 重点促進区域における耐震診断・改修の促進

まちづくり推進課は、地震災害に強いまちづくりを進めるため、以下の地域を、重点的に耐震化を図る地域とし、当該区域内の住宅・建築物の計画的な耐震診断・耐震改修を促進する。

- (1) 災害時に重要な機能を果たすべき建築物が多く立地する地域
- (2) 木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地域
- (3) 緊急輸送道路や避難路沿道に沿った地域等、地震防災対策上重要な地域

### 7 技術者の養成等

まちづくり推進課は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に係る民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の受講を奨励するとともに、技術資料の作成等に努める。

## 第3 液状化対策

まちづくり推進課及び建設課は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種液状化対策工法による建築を促すとともに、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する工法などの知識の普及啓発に努める。

## 第4 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

### 1 実施体制の整備

まちづくり推進課は、県の協力のもとで、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制の強化に努める。

このため、まちづくり推進課は、建築関係団体等を含め、県内の相互支援体制及び応急危険度判定実施体制の整備体制の改善を図る。

また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

なお、県は、府県境界を越えた相互支援体制の整備について、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図るとしている。

## 2 応急危険度判定制度の普及啓発

危機管理室、まちづくり推進課は、県の協力のもと、建築関係団体と協力し、町民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第5 文化財建造物等の耐震性向上対策

### 1 耐震性能確保

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用することが難しい。

このため、地域交流課は、文化庁において平成8年1月に策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月に策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成24年6月改正）に則し、耐震性能の確保を図る。

従来文化財建造物における耐震対策については、一旦建造物を解体し補修後組み立て直す根本修理の際に、構造材に沿って補強材を新たに組み込む手法を旨としてきた。ただ時間や経費が長大にかかるため実施件数が少なく、発生が懸念される巨大地震への備えが間に合わないことが懸念されてきた。近年、大規模修理時以外の簡易な耐震補強手法の検討も進んでおり、所有者から修理執行を受託する県は所有者や関係機関と協議しながら、耐震対策工事を推進する必要がある。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果があるため、地域交流課は、県の協力を得て、文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

### 2 文化財保護関係者の対応

文化財建造物は、倒壊しても構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。このため、地域交流課は、文化財建造物の倒壊防止に向け、県から応急対応の指導を受ける。

## 第6 コンピュータの安全対策

総務課は、保有する重要な情報システムについて耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な保管場所等の確保など、安全対策の実施に努める。

## 第7 その他

### 1 ブロック塀・石塀等対策

まちづくり推進課は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組強化を図る。

### 2 落下物等対策

まちづくり推進課は、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

### 3 家具等転倒防止対策

危機管理室は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等の転倒による被害を防止するため、町民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識普及を図る。

## 第14節 災害に強い道づくり

道路は、町民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。

町は、道路管理者や防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施できるよう体制も整備する。

※道路管理者については、水害・土砂災害等編 第2章 第13節「災害に強い道づくり」を参照

担当部課局	建設課、都市計画課
主な関係機関	国土交通省近畿地方整備局、国土交通省奈良国道事務所、高田土木事務所、医療機関、奈良県広域消防組合（西和消防署）

### 第1 連絡体制の整備

#### 1 職員の配備体制

道路管理者は、地震災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

#### 2 防災関係機関との応援体制

道路管理者は、地震発生時において、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要であるため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。

また、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

上記以外は、水害・土砂災害等編 第2章 第13節「災害に強い道づくり」を準用する。

## 第15節 緊急輸送道路の整備計画

水害・土砂災害等編 第2章 第14節「緊急輸送道路の整備計画」を準用する。

担当部課局	建設課、危機管理室、都市計画課、まちづくり推進課
主な関係機関	県、県公安委員会

## 第16節 ライフライン施設の災害予防計画

ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

担当部課局	上下水道課、まちづくり推進課、都市計画課
主な関係機関	県、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、奈良県高圧ガス地域防災協議会、一般社団法人奈良県LPガス協会、大阪ガス株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社

### 第1 上水道

#### 1 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。さらに、応急給水栓の設置も行う。

#### 2 給水データベースの整備

上下水道課は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

#### 3 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

上下水道課は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

### 第2 下水道

下水道施設の設置者は、施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設計画設計指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取入れ、より耐震性のある施設にする。

また、上下水道課は、災害時において、避難所等にマンホールトイレ等応急トイレを設置できるように事前の整備に努める。

既に稼働している施設は、下水道台帳の電子化とバックアップ等を進める。

さらに、地震災害時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

災害発生時を想定し定期的に訓練を行い、問題点をまとめて整理する。

### 第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

#### 1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

#### 2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

### 3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

#### (1) 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

#### (2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

#### (3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

#### (4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

### 4 防災業務施設及び設備の整備

#### (1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備

イ 地震動観測設備

#### (2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線回線

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ 交換設備

エ IPネットワーク設備

オ 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

#### (3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

- (4) コンピューターシステム
 

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に收容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。
- (5) 水防・消防に関する施設及び設備等
 

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

  - ア 水防関係
    - (ア) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
    - (イ) 排水用のポンプ設備
    - (ウ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
    - (エ) 警報用設備
  - イ 消防関係
    - (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
    - (イ) 各種消火器具及び消火剤
    - (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等
 

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

  - ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
  - イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (7) その他災害復旧用施設及び設備
 

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電設備等を整備しておく。

## 5 復旧用資機材等の確保及び整備

- (1) 復旧用資機材の確保
 

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 復旧用資機材等の輸送
 

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 復旧用資機材等の必要な整備点検
 

平常時から復旧用資機材の数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行う。
- (4) 災害対策用資機材等の広域運営
 

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 食料・衣料・医薬品等生活必需品の備蓄
 

平常時から食料、衣料、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
- (6) 復旧用資機材等の仮置場の確保
 

災害発生時に、仮置場の借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

## 6 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
 

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場

合には、特別の巡視)及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- (オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (キ) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- (ク) その他事故防止のため留意すべき事項

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

自治体や行政機関を通じて、病院等の重要施設及び人口透析などの医療機器等を使用している人の災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

## 第4 電信電話施設

### 1 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考として電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

- (ア) 震災対策  
災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。
- (イ) 火災対策
  - a 火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
  - b 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに、延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
  - c 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。
- (エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

- (2) 災害対策用機器並びに車両の確保  
災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。
- (3) 災害対策用資機材等の確保と整備
- ア 災害対策用資機材等の確保  
災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- イ 災害対策用資機材等の輸送  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- ウ 災害対策用資機材等の整備点検  
災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- エ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄  
非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。
- (4) 情報伝達方法の確保  
災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。
- (5) 防災に対する教育、訓練
- ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。
- イ 町防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。
- (6) 災害時優先電話  
町、県及び防災関係各機関の申出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。  
なお、町、県及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるよう西日本電信電話株式会社に申し出により、協議し決定する。

## 2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

- (1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加
- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。
- イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。
- ウ 中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
- (2) 電気通信設備等に対する防災計画
- ア 電気通信設備等の高信頼化  
災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。
- イ 電気通信システムの高信頼化  
災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。
- ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(3) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

### 3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平常時から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

## (2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

## (3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

## (4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

## (5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

## (6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

## (7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食料等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

## (8) 防災に関する教育、訓練

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

イ 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生にかかわる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

ウ 訓練の実施にあたっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

## 4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社は、防災業務計画の定めるとおりの措置を実施するものとする。また、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図る。また、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざというときに備えている。

ア 停電対策

イ 伝送路対策

ウ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ア) 移動電源車

(イ) 移動無線基地局車

(ウ) 可搬型無線機

エ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

ア 対応マニュアルの徹底

イ 非常時体制の確立と連絡網の整備

ウ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年、大規模地震に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、地震の発生に備えている。

ア ネットワーク障害対応訓練

イ 安否確認訓練

ウ 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備 代替基地局設備

ア 基地局の代替サービスエリアの確保

イ 代替基地局の研究開発

## 第5 ガス

### 1 高圧ガス・LPガス

高圧ガス・LPガス事業者等は、地震等により発生するガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するために「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

(1) 高圧ガス事業者等が実施する保安対策

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

イ LPガス漏えいによる事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

- ウ LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事象発生防止を徹底する。
- エ 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- オ 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

## 2 大阪ガス株式会社（都市ガス）

都市ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。なお、町は大阪ガス株式会社と災害時の活動拠点となる場所の提供に関する協定を締結している。

### (1) 防災体制

ガス事業者は、保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

### (2) ガス施設対策の実施

#### ア 新設設備と既設設備

ガス事業者は、新設設備について、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、その重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

#### イ 導管網のブロック化

ガス事業者は、二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

#### ウ 地震発生時の二次災害防止

ガス事業者は、地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

### (3) その他防災設備

#### ア 検知・警報設備

ガス事業者は、地震発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能をもった次の設備を設置する。

##### (ア) 地震計

##### (イ) ガス漏れ警報設備

##### (ウ) 圧力計・流量計

#### イ 連絡・通信設備の整備

ガス事業者は、地震発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

#### ウ 資機材の点検整備

#### エ 教育訓練

#### オ 社員等関係者に対する防災教育

#### カ 広報活動

##### (ア) 顧客に対する周知

ガス事業者は、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。

##### (イ) 土木建設関係者に対する周知

ガス事業者は、建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

## 第6 鉄道

### 1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全性のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒態勢をあらかじめ策定しておく。

#### (1) 実施計画

##### ア 施設・設備の安全性確保

鉄道施設の点検整備は、定期的にすべての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

##### イ 施設・設備の耐震性の確保

国土交通省の通達に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。

### 2 近畿日本鉄道株式会社

近畿日本鉄道株式会社は、地震発生時における鉄道の被害拡大防止をするとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

#### (1) 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計する。その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

#### (2) 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

#### (3) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

#### (4) 復旧体制の整備

##### ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

##### イ 応急復旧用資機材の配置及び整備

##### ウ 列車及び旅客の取扱い方の徹底

##### エ 消防及び救護体制

##### オ 防災知識の普及

## 第7 ライフライン共同収容施設等

町は、県と協力し、地震災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面中心部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

## 第17節 危険物施設等災害予防計画

水害・土砂災害等編 第2章 第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室、住民課
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合（西和消防署）

## 第18節 水害予防計画

町は、地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が懸念されるため、各施設の耐震性能の評価、耐震補強等を計画的に進める。

担当部課局	危機管理室、建設課、まちづくり推進課、上下水道課
主な関係機関	国土交通省大和川河川事務所、高田土木事務所

### 1 河川施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

特に、地震による影響として、奈良盆地部で液状化が発生する可能性があり、液状化の危険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に、無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

### 2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

前記以外の事項については、水害・土砂災害等編 第4章「水防計画」を準用する。

## 第19節 地盤災害予防計画

水害・土砂災害等編 第2章 第31節「総合的な土砂災害防止対策」及び第33節「ため池災害予防計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室、建設課
主な関係機関	県、高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大和川河川事務所、奈良地方気象台

## 第20節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。

したがって、震災被害を最小限に軽減するために、町は次の対策を実施する。

担当部課局	危機管理室、まちづくり推進課、都市計画課、建設課、消防団
主な関係機関	奈良県広域消防組合（西和消防署）、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

### 第1 火災拡大要因の除去

#### 1 建築物不燃化対策

- (1) 町は、県の指導のもと、市街地における建築物の不燃化を進めるために、防火地域・準防火地域の指定等により、防災性能の向上に努める。
- (2) 町は、県の指導のもと、防火地域・準防火地域指定外の地域内における建築物の不燃化を進める。
- (3) 町は、県の指導のもと、不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

#### 2 消防活動対策

町は、県の指導のもと、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

前記以外の事項については、水害・土砂災害等編 第2章 第35節「火災予防計画」を準用する。

## 第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画

地震による災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第五次地震防災緊急事業五箇年計画」に沿って事業を推進する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県

県及び町は、「奈良県第五次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

### 1 計画の概要

- (1) 計画年度  
平成28年度～令和2年度
- (2) 事業の実施  
町は県とともに、第五次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。
- (3) 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例  
地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

### 2 その他の整備計画

上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定めて、その施設等の整備促進に努める。

## 災害応急対策及び復旧への備え

### 第22節 防災体制の整備計画

水害・土砂災害等編 第2章 第17節「防災体制の整備計画」を準用する。

担当部課局	全部課局
主な関係機関	県、西和警察署、高田土木事務所、中和保健所、奈良県広域消防組合（西和消防署）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な機関

### 第23節 航空防災体制の整備計画

水害・土砂災害等編 第2章 第18節「航空防災体制の整備計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県、県防災航空隊、奈良県広域消防組合、県警察本部、自衛隊

## 第24節 通信体制の整備計画

水害・土砂災害等編 第2章 第19節「通信体制の整備計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室、政策推進課、福祉介護課
主な関係機関	県

## 第25節 孤立集落対策

水害・土砂災害等編 第2章 第20節「孤立集落対策」を準用する。

担当部課局	危機管理室、建設課
主な関係機関	国土交通省近畿地方整備局、国土交通省奈良国道事務所、西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西日本電信電話株式会社

## 第26節 支援体制の整備

水害・土砂災害等編 第2章 第21節「支援体制の整備」を準用する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県、協定締結自治体

## 第27節 受援体制の整備

水害・土砂災害等編 第2章 第22節「受援体制の整備」を準用する。

担当部課局	危機管理室、福祉介護課、都市計画課、まちづくり推進課
主な関係機関	県、協定締結自治体

## 第28節 保健医療計画

水害・土砂災害等編 第2章 第23節「保健医療計画」を準用する。

担当部課局	国保健康推進課、保健センター、社会福祉協議会、危機管理室、税務課、上下水道課、消防団
主な関係機関	県、県及び町医師会・歯科医師会・薬剤師会、県病院協会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部、中和保健所、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院

## 第29節 防疫予防計画

水害・土砂災害等編 第2章 第24節「防疫予防計画」を準用する。

担当部課局	国保健康推進課、保健センター、危機管理室
主な関係機関	中和保健所

## 第30節 火葬場等の確保計画

水害・土砂災害等編 第2章 第25節「火葬場等の確保計画」を準用する。

担当部課局	住民課
主な関係機関	県、隣接市町、静香苑環境施設組合

## 第31節 廃棄物処理計画

水害・土砂災害等編 第2章 第26節「廃棄物処理計画」を準用する。

担当部課局	住民課（くらしと人権係）
主な関係機関	県、協定締結自治体、香芝・王寺環境施設組合、葛城地区清掃事務組合

## 第32節 食料、生活必需品の確保計画

水害・土砂災害等編 第2章 第27節「食料、生活必需品の確保計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、民間事業者、王寺町防災士ネットワーク

## 第33節 文化財災害予防計画

水害・土砂災害等編 第2章 第28節「文化財災害予防計画」を準用する。

担当部課局	地域交流課、危機管理室
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西和警察署

## 第34節 応援協定計画

水害・土砂災害等編 第2章 第29節「応援協定計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県、他市町村、防災関係機関、民間事業者

## 第35節 原子力災害予防計画

水害・土砂災害等編 第2章 第37節「原子力災害予防計画」を準用する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	国、県

## 第3章 災害応急対策計画

### 町民避難

#### 第1節 避難行動計画

町は、地震発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難情報の発令や町民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

担当班	危機管理室、総務班、学校教育班、避難所班、避難者対応班、福祉班、保健班、消防団
主な関係機関	(近畿地方整備局)、県、西和警察署、奈良県広域消防組合(西和消防署)、自衛隊、奈良地方気象台

#### 第1 地震災害等における避難開始の時期

- 1 町等から警戒レベル4(避難指示(緊急))が伝達されたとき
- 2 テレビ、ラジオ等の情報又は住家の被害状況や付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき

#### 第2 地震災害等における避難時の原則

- 1 避難は、原則として徒歩による。
- 2 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努める。
- 3 避難は、高齢者及び障害者等の要配慮者の安否確認、支援に努める。
- 4 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。
- 5 地域内の新しい町民など、地元事情に詳しくない者に対しては、積極的に声を掛けともに避難する。
- 6 次のような必要最小限のものを携行する。

##### 【携行品例】

- 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話と充電器、現金等
- 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等
- 家族の名札(住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載)など

- 7 一時的に身の安全を確保できる近くの公園や広場等(一時的避難場所)に避難し安否確認などを行った後、集団で町が指定する指定緊急避難場所に避難する。
- 8 町職員、消防吏員、消防団員、警察官等から避難指示(緊急)があった場合は、その指示に従い避難する。

上以外の事項は、水害・土砂災害等編 第3章 第1節「避難行動計画」を準用する。

## 第2節 避難生活計画

水害・土砂災害等編 第3章 第2節「避難生活計画」を準用する。

担当班	危機管理室、学校教育班、避難所班、避難者対応班、総務班、福祉班、上下水道班、住宅生活班、衛生班、保健班
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

## 第3節 要配慮者の支援計画

水害・土砂災害等と異なり、地震は突発的な災害であるため、公的支援の提供に時間がかかることが想定される。したがって、まずは自主防災組織などの地域の避難支援組織が災害発生後に町民の安否確認を行い、救助・避難支援を行う。

なお、避難場所については個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援は、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの状況に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、健康面や心のケアにも留意する。

担当班	危機管理室、福祉班、保健班、ボランティア班、輸送班、住宅生活班、避難者対応班、避難所班、学校教育班
主な関係機関	県、社会福祉施設、中和保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護師会

前記以外の対策については、水害・土砂災害等編 第3章 第3節「要配慮者の支援計画」を準用する。

## 第4節 帰宅困難者対策計画

水害・土砂災害等編 第3章 第4節「帰宅困難者対策計画」を準用する。

担当班	危機管理室、避難所班、避難者対応班
主な関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、タクシー協会

## 第5節 住宅応急対策計画

水害・土砂災害等編 第3章 第5節「住宅応急対策計画」を準用する。

担当班	住宅生活班、施設班
主な関係機関	県

# 発災時の対応

## 第6節 活動体制計画

担当班	全班
主な関係機関	県

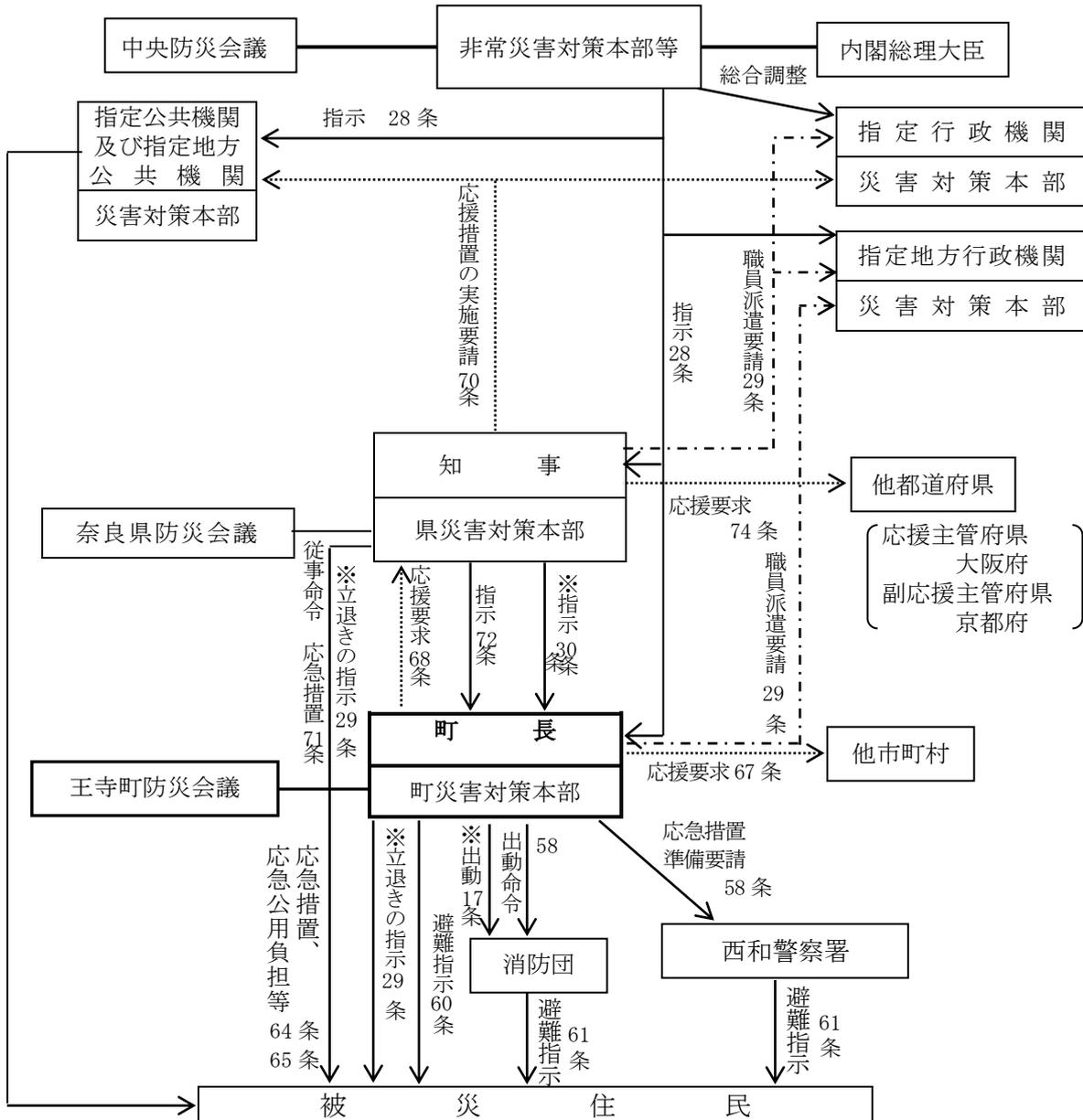
### 第1 災害対策本部設置

町は、防災の推進を図る必要がある場合、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。なお、代替庁舎の指定の他、災害対策本部室となる部屋・レイアウトは、別途、町業務継続計画（BCP）において明記する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置して地震による災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。これらの各防災関係機関の系統図は、次のとおりである。

なお、災害応急対策責任者は、それぞれの災害対策本部等を設置・解散したときは、県（防災統括室）に通知する。

#### ■ 災害対策系統図



条番号は災対法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。  
※については水防法による。

## 第2 町防災会議

町防災会議は、町長を会長とした災対法第16条及び町防災会議条例に基づく組織である。その所管事務は、町防災計画の策定及びその実施の推進を図るほか、町長の諮問に応じて王寺町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、その重要事項に関し、町長に意見を述べることである。

## 第3 町の防災体制

### 1 各防災体制の設置・解散

町は、地震が発生したとき、災害規模に応じた災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、地震の震度や各体制の責任者の判断により注意体制、災害警戒本部、災害対策本部の体制を設置する。また、災害対策本部は、災害の規模に応じて2段階の動員配備体制をとる。

- ・設置基準に該当する震度の地震が発生した場合は自動的に各体制を設置する。
- ・基準以下の震度であっても被害の規模等により、責任者が必要と認めるときは各体制を設置する。なお、責任者が不在で連絡困難なときは次席のものが責任者を代行する。
- ・各体制本部は次の表に定めるところに設置する。なお、当該設置場所が機能しない場合は、第2災害対策本部であるいずみスクエア等の施設の利用を責任者が状況に応じて決定する。
- ・各責任者は、町域において災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき、体制を解散するとともに、直ちに動員職員及び必要に応じて関係機関等に連絡する。

#### ■ 各防災体制（地震の場合）

体制名	内 容	設置基準	責任者・動員
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・防災関係機関との連絡調整</li> <li>・必要に応じ町民、職員、関係機関への注意喚起</li> <li>・危険箇所の状況把握、措置</li> <li>・被害状況の調査</li> <li>・情報収集、連絡活動等を行うとともに、危険回避措置等を行う</li> </ul> </li> <li>●本部設置場所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意体制・・・各課執務室</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4の地震が発生したとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</li> <li>・被害の規模により責任者が必要と認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部理事</li> </ul> </li> <li>●動員職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員（危機管理室、建設課、上下水道課職員の該当者）</li> </ul> </li> </ul>
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が災害対策本部を設置し、災害応急対策を推進する</li> <li>・本部会議を設置し、災害応急対策上の基本方針を協議する</li> </ul> </li> <li>●本部設置場所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・やわらぎ会館</li> <li>・いずみスクエア</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱の地震が発生したとき</li> <li>・被害の規模により責任者が必要と認めるとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>本部長：副町長</li> </ul> </li> <li>●動員職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長</li> <li>・各部長</li> <li>・第1配備の動員職員（職員の約1/3）</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5強の地震が発生したとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</li> <li>・被害の規模により責任者が必要と認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>本部長：町長</li> </ul> </li> <li>●動員職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・副町長</li> <li>・教育長</li> <li>・各部長</li> <li>・第2配備の動員職員（職員の約1/2）</li> </ul> </li> </ul>

体制名	内 容	設置基準	責任者・動員
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・被害の規模により責任者が必要と認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任者 本部長：町長</li> <li>●動員職員 職員全員 (第3配備体制)</li> </ul>

危機管理室は、あらかじめ各配備体制の担当職員を定めるものとする。

## 2 動員指示の伝達及び参集

町は、勤務時間内及び休日又は勤務時間外における職員等への動員指示の伝達及び参集方法を次のように定める。

### (1) 勤務時間内

ア 各体制の責任者の動員及び解散の決定に基づき、危機管理室課長が担当職員に電話、庁内放送、あるいは口頭で伝達する。

イ 平常の体制から、担当職員は直ちに各動員体制がとれる配置につく。

ウ 庁外勤務の担当職員は、直ちに所属部署に帰庁し、所属長の指示を受ける。

### (2) 休日又は勤務時間外

ア 職員は、町において本人が参集しなければならない震度の地震が発生したときは、自身及び周囲のものの安全確保を行った後に、自己の安全を確保しながら、あらゆる努力をして参集するよう努める。

イ 危機管理室は、震度4以上の地震が発生したとき又は各体制の責任者が動員を指示したときは、職員に電話、電子メール等で伝達する。

ウ 通信途絶又は交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準及び参集場所をあらかじめ定める。

エ 動員の指示を受けた職員は、自己の安全を確保しながら、あらゆる努力をして参集するよう努める。

オ 動員された職員は、本庁以外の勤務者も原則として全員役場へ出勤する。

カ 災害対策本部各班で災害応急対策実施にあたって、職員が不足するとき、災害対策本部長は、災害対策本部内で余裕がある班から当該班と協議して動員派遣する。

## 第4 災害対策本部会議の組織構成と運営方針

町は、災害対策本部に、防災活動の基本方針を協議・決定する本部会議を設置する。災害対策本部の組織は、災対法第23条、町災害対策本部条例に基づき次のとおりとする。

### 1 本部長及び副本部長

(1) 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長とする。

(2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。

(3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があれば本部長の職務を代行する。

### 2 本部員

(1) 本部員は各部長、消防団長とし、本部長を補佐するとともに、本部員を構成する。

(2) 本部長、副本部長とともに本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議する。

(3) 本部員が事故等の場合、あらかじめ本部員が指名する者が職務を代行する。

### 3 動員職員

動員された職員は、本部会議で決定した方針に基づき、応急対策活動にあたる。

本部会議で決定すべき事項

- ・非常配備体制に関すること

- ・警戒レベル（避難情報）に関すること
- ・職員の動員に関すること
- ・自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入に関すること
- ・他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入に関すること
- ・民間団体等の受入に関すること
- ・緊急輸送道路の指定に関すること
- ・救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること
- ・激甚災害の指定の要請に関すること
- ・応急対策に要する予算及び資金に関すること
- ・応急公用負担に関すること
- ・義援金品の募集及び配分に関すること
- ・国会・政府関係に対する要望及び陳情等に関すること
- ・職員の給食・寝具等の厚生に関すること
- ・その他、必要と認められる事項に関すること

#### 4 招集会議

招集会議は、本部長が必要に応じて招集する。

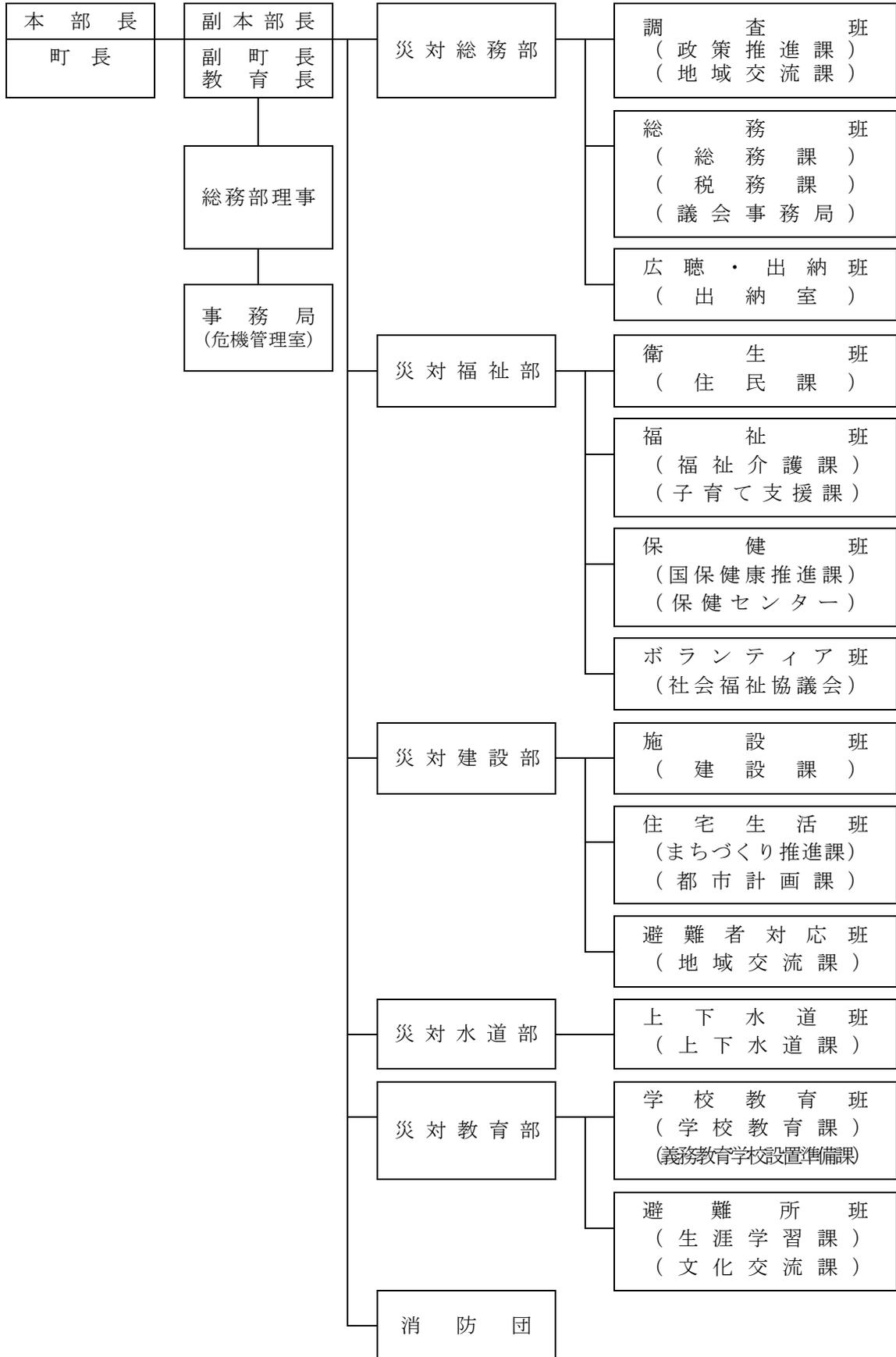
#### 5 招集の通知

招集の通知は、庁内放送、電話、電子メール等により危機管理室が行う。

#### 6 部・班

- (1) 本部に部・班を置き、別表「災害対策本部の組織と分担任務」に掲げる事務を逐行する。
- (2) 部長及び班長には、別表「災害対策本部の組織と分担任務」に掲げる者をもって充てる。
- (3) 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 班長は、上司の命を受けて自班の分担任務を処理する。

■ 町災害対策本部組織図



■ 災害対策本部の組織と分担任務

部 (部長)	班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
各部・班共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 1 各部・班の動員配備に関する事</li> <li>◎ 2 災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関の連絡調整に関する事</li> <li>◎ 3 所管施設の利用者の安全確保、避難救助に関する事</li> <li>◎ 4 所管施設が避難所として開設された場合の協力に関する事</li> <li>◎ 5 被害状況調査に関する事</li> <li>6 災証明書発行、被災者台帳作成への協力に関する事</li> <li>7 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事</li> <li>8 各部・班の応援に関する事</li> <li>9 災害復旧計画に関する事</li> </ul>
総務部理事	事務局 (危機管理室課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 1 町防災会議、対策本部、県本部との連絡調整に関する事</li> <li>◎ 2 本部の指示伝達に関する事</li> <li>◎ 3 職員の動員及び労務調整に関する事</li> <li>◎ 4 消防団の出動命令及び配備に関する事</li> <li>◎ 5 災害予防、警戒及び防ぎよに関する事</li> <li>◎ 6 被災者の救助及び避難に関する事</li> <li>◎ 7 自衛隊の出動要請に関する事</li> <li>◎ 8 気象及び地震情報の収集に関する事</li> <li>◎ 9 警戒レベルによる避難情報の発令に関する事</li> <li>◎ 10 防災関連システムによる伝達周知に関する事</li> <li>◎ 11 被害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>◎ 12 被災者台帳の作成に関する事</li> <li>13 防災行政無線及び通信網の確保に関する事</li> <li>14 緊急通行車両の整備及び確認証明に関する事</li> <li>15 関係機関への災害報告に関する事</li> <li>16 市町村相互応援協力に関する事</li> <li>17 受援体制の確保に関する事</li> <li>18 救助法関係の総括に関する事</li> <li>19 その他他の班に属さないこと</li> </ul>
災対総務部 (総務部長)	調査班 (政策推進課長) (地域交流課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 1 町民に対する周知伝達に関する事</li> <li>2 災害対策の予算措置に関する事</li> <li>3 報道対応に関する事</li> <li>4 被災写真及び映像記録に関する事</li> <li>5 視察者及び見舞者の応援に関する事</li> <li>6 被災地の視察に関する事</li> <li>7 自治会、自主防災組織等への協力要請及びその動員に関する事</li> <li>8 応急財政措置に関する事</li> <li>9 文化財の被害調査並びに災害対策に関する事</li> </ul>
	総務班 (総務課長) (税務課長) (議会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 1 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>◎ 2 事務局の補佐に関する事</li> <li>3 自動車の配車に関する事</li> <li>◎ 4 災証明書発行に関する事</li> <li>◎ 5 物資等の輸送に関する事</li> <li>◎ 6 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事</li> <li>7 災害に伴う税の減免措置に関する事</li> <li>8 議会との連絡調整に関する事</li> </ul>

部 (部長)	班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
	広聴・出納班 (出納室課長)	◎ 1 被災町民への現場広聴に関する事 2 町民相談所の開設に関する事 3 災害関係経費の出納に関する事
災対福祉部 (住民福祉部長) (子ども未来部長)	衛生班 (住民課長)	◎ 1 被災者の安否情報照会に関する事 2 水質検査及び清掃に関する事 3 災害による廃棄物の処理及び処理施設の確保に関する事 4 遺体の安置及びその関連業務に関する事 5 災害時の愛玩動物(ペット)対策に関する事
	福祉班 (福祉介護課長) (子育て支援課長)	◎ 1 災害救助物資及び義援金に関する事 ◎ 2 要配慮者及び避難行動要支援者の援護に関する事 3 福祉避難所に関する事 4 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事 5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸与に関する事 6 被災児童及び母子世帯の援護に関する事 7 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事 8 食料及び生活必需品の調達に関する事
	保健班 (国保健康推進課長) (保健センター課長)	◎ 1 医療機関との連絡調整に関する事 ◎ 2 救護、応急医療及び助産に関する事 ◎ 3 応急救護所の開設及び運営に関する事 ◎ 4 負傷者の把握に関する事 5 医療救護班に関する事 6 医薬品の調達に関する事 7 保健に関する事 8 避難所等における衛生保持に関する事 9 防疫対策に関する事
	ボランティア班 (社会福祉協議会事務局長)	1 災害ボランティアに関する事 2 災害ボランティアセンターの設置に関する事
災対建設部 (地域整備部長)	施設班 (建設課長)	◎ 1 道路、河川、水路、橋梁、土砂災害危険地域等の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 2 農林関係の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 3 防災重点ため池の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 4 災害時における通行路線の確保に関する事 ◎ 5 交通の確保及び関係機関との連絡調整に関する事
	住宅生活班 (まちづくり推進課長) (都市計画課長)	◎ 1 資機材の確保に関する事 ◎ 2 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ◎ 3 被災宅地の危険度判定に関する事 ◎ 4 応急仮設住宅の建設及び入居に関する事 ◎ 5 被災住宅の応急復旧工事等に関する事
	避難者対応班 (地域交流課長)	◎ 1 避難所の運営及び管理に関する事 ◎ 2 商工業関係の被害状況調査及び災害対策に関する事 3 帰宅困難者への対応に関する事

部 (部長)	班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
災対水道部 (水道部長)	上下水道班 (上下水道課長)	◎ 1 迅速な内水処理に関する事 ◎ 2 上下水道施設の被害状況調査に関する事 ◎ 3 上下水道施設の復旧工事に関する事 ◎ 4 応急飲料水の確保に関する事 5 断減水時の広報に関する事
災対教育部 (義務教育学校設置準備室理事) (教育総務部長)	学校教育班 (学校教育課長) (義務教育学校設置準備課長)	◎ 1 被災児童生徒等の救護に関する事 2 災害時における教育対策に関する事 3 学校教育施設の被害調査に関する事 4 学校給食の確保に関する事 5 炊き出しに関する事
	避難所班 (生涯学習課長) (文化交流課長)	◎ 1 避難所の運営及び管理に関する事 2 食料及び生活必需品の配分に関する事 3 社会教育施設の被害調査並びに災害対策に関する事
消 防 団		◎ 1 災害(水火災)の予防に関する事 ◎ 2 予報、警報の伝達に関する事 ◎ 3 被災者の生命身体及び財産の救護に関する事 ◎ 4 水火災現場における人命救助に関する事 ◎ 5 被災者の避難誘導に関する事 ◎ 6 水火災の防ぎょ及び鎮圧に関する事 7 遺体の捜索及び遺体発見現場の保存に関する事 8 消防関係施設の被害状況調査及び災害対策に関する事

注：各班は、町長の災害対策本部設置の宣言と同時に編成される。水防等により現場にいる課長は現場に代理を立て、本部へ戻る。

各班は災害の状況や時間経過等により、その都度必要とされる人員の応援を適宜他の班に要請し、要請を受けた班は可能な限り人員の応援を送る。

上記以外の部署の職員については、災害対策本部長の指示により、必要のある班への支援として分担任務につく。

## 第7節 災害情報の収集・伝達計画

町、県及び各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。町等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。

担当班	危機管理室、施設班、上下水道班、衛生班、調査班、保健班、避難所班、避難者対応班
主な関係機関	県、奈良地方気象台、奈良県広域消防組合（西和消防署）、消防庁

### 第1 地震情報の伝達計画

#### 1 地震に関する情報

##### (1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報（注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上（注2） ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上（注2）	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

（注2）気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

出典：気象庁ホームページ

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度3以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度1以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
奈良県の地震	・定期（毎月初旬から中旬）	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

(4) 南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

詳細は下表のとおり。

■ 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

■ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード 6.8 以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>○1ヶ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>7.0 以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震

発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 2 情報の受理、伝達

### (1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

町は、県防災行政無線等により、消防本部、関係機関とともに情報を受理する。

町及びその他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに町防災行政無線等により、迅速に町民等へ情報を伝達するよう努める。

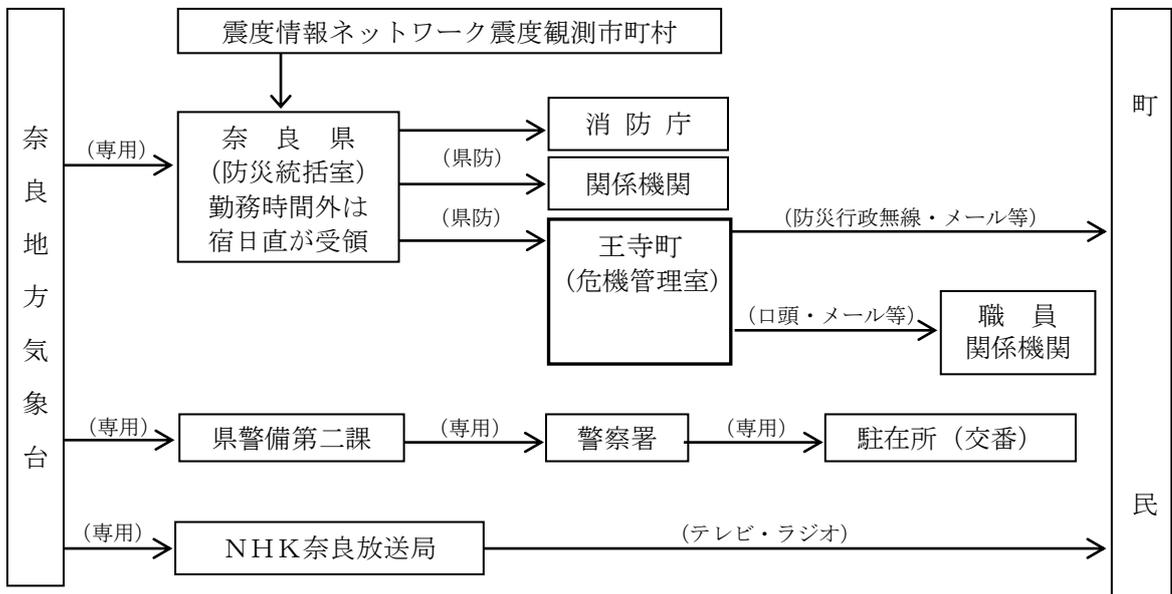
### (2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。

また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。

### ■ 地震情報の伝達系統図



(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線

## 3 気象庁による震度階級関連解説表

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものを記述しており、これより大きな被害が発生する場合や、逆に小さな被害

にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではない。

- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

### 震度階級関連解説表

#### ■ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向がある。おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

※3 木造建物の被害は、地震の地震動周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■ 鉄筋コンクリート建造物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低い。また、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずし

も建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給がとどまることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道で、安全確認のため、運転見合せ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

前期以外の事項については、水害・土砂災害等編 第3章 第7節「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

## 第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

水害・土砂災害等編 第3章 第8節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」を準用する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県、奈良県警察本部、自衛隊

## 第9節 通信運用計画

水害・土砂災害等編 第3章 第9節「通信運用計画」を準用する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合、防災関係機関、県の出先機関、西日本電信電話株式会社、日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社

## 第10節 広報計画

水害・土砂災害等編 第3章 第10節「広報計画」を準用する。

担当班	危機管理室、広聴・出納班、施設班、調査班
主な関係機関	県、日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社、エフエム西大和株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社

## 第11節 支援体制の整備

水害・土砂災害等編 第3章 第11節「支援体制の整備」を準用する。

担当班	危機管理室衛生班、福祉班
主な関係機関	県、被災自治体

## 第12節 受援体制の整備

水害・土砂災害等編 第3章 第12節「受援体制の整備」を準用する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県、他の市町村、他の都道府県、防災関係機関（消防、警察、自衛隊、その他の関係機関）

## 第13節 人員確保計画

水害・土砂災害等編 第3章 第13節「人員確保計画」を準用する。

担当班	危機管理室、ボランティア班
主な関係機関	国、県、他の地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア

## 第14節 公共土木施設の初動応急対策

水害・土砂災害等編 第3章 第14節「公共土木施設の初動応急対策」を準用する。

担当班	施設班、危機管理室、調査班、消防団
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局、災害協定を締結する各種関係機関・団体

## 第15節 建築物の応急対策計画

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止する。

担当班	住宅生活班
主な関係機関	県、被災宅地危険度判定連絡協議会

### 第1 被災建築物の応急危険度判定

#### 1 公共建築物

住宅生活班は、災害発生直後直ちに各公共施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じて県（土木部まちづくり推進局）を通じて県被災建物・宅地応急危険度判定協議会へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。また、同判定士による応急危険度判定を実施し、これらの判定結果を把握して二次災害の防止に努める。

その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

応急危険度判定士の派遣要請については、県との連絡体制を整備するとともに、早急な応急危険度判定作業を実施するため、町職員の判定士資格の取得促進に努める。

#### 2 民間建築物

住宅生活班は、被害の状況に応じて被災建築物危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーター等の人数、必要な資機材の充足状況等の計画を策定のうえ、民間被災建築物の応急危険度判定を実施する。

また、県に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部に、応急危険度判定士の派遣、その他必要な支援の要請を行う。

応急危険度判定士の派遣要請については、県との連絡体制を整備するとともに、早急な応急危険度判定作業を実施するため、町職員の判定士資格の取得促進に努める。

住宅生活班は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立入禁止等の措置をとるよう勧告する。

さらに、住宅生活班は、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

### 第2 被災宅地の応急危険度判定

水害・土砂災害等編 第3章 第35節「被災宅地の危険度判定」を準用する。

## 第16節 公園、緑地の応急対策計画

町は、震災等の災害時に公園・緑地が一時的な避難場所などの地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

担当班	住宅生活班、施設班、上下水道班、避難者対応班
主な関係機関	県

### 第1 公園、緑地

#### 1 応急措置

住宅生活班、施設班、避難者対応班は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報の収集に努める。

また、公園・緑地は、震災時の避難場所、避難路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設として使用できる状態を確保しなければならない。

このため、住宅生活班、施設班、避難者対応班は、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

#### 2 応急対策

##### (1) 公園施設

住宅生活班、施設班、避難者対応班は、公園施設の被害状況及び復旧資機材を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園の機能の回復に努める。

##### (2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、上下水道班及び当該施設管理者は、住宅生活班に通報する。

緊急時において、当該施設の管理者は、場合により現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。

また、公園管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

## 第17節 道路等の災害応急対策計画

道路は、震災発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて町民へ広報する。

担当班	危機管理室、施設班、調査班、関係班
主な関係機関	県、高田土木事務所、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西和警察署

### 第1 被害状況の把握と情報発信

#### 1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、大規模な震災が発生した場合、被災状況等を把握する。また、負傷者等の発生した場合、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

#### 2 関係機関との連携

##### (1) 県との協力

施設班は、震災が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに高田土木事務所（連絡調整班）に報告するとともに、県防災統括室に報告する。

一方、町には町民等からの被災情報が多数寄せられるため、高田土木事務所（連絡調整班）等と情報を共有できる体制を整備する。

##### (2) 警察署、消防署との情報共有

ため池管理団体は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、町民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。

##### (3) 近畿地方整備局等との協力

大規模な震災の場合、県が近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行い、町は県から情報を入手する。

また、施設班は、県と連携して高度な技術的支援を必要とする場合、迅速に近畿地方整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

##### (4) 道路モニターの活用

道路情報モニターは、道路災害が発生しやすい箇所周辺に配置されているため、各路線の道路状況について情報を収集する。

##### (5) 道路占有者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、高田土木事務所は施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

#### 3 情報発信

町は、県と協力し、地震発生時に町民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、町民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて町民へ広報する。

##### (1) 町民に対する広報の内容

- ア 道路等の土木施設の被害状況
- イ 交通規制の状況
- ウ 迂回の方法
- エ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- オ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ア 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- イ 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- ウ 町防災行政無線による地域住民への周知
- エ 報道機関への情報提供
- オ 町公式サイト、奈良県道路規制情報ホームページへの記載
- カ 町登録制メール、LINEの活用
- キ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供
- ク 国、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に放送を依頼する。

また、町民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

## 第2 河川管理施設

### 1 応急措置

河川管理者は、地震災害の発生において初動体制マニュアルに従い、河川等の巡視を行い必要な措置を講じる。

### 2 応急復旧

初動体制の措置が完了した場合は、直ちに河川の築堤部分の巡視を行い、堤防等重要構造物について二次災害を防止するために、必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

## 第3 ため池

### 1 町が実施する対策

- (1) 関係機関へ通報  
被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (2) 町民の避難  
人命を守るため、ため池下流の町民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 応急工事の実施  
被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

### 2 関係機関が実施する対策

- (1) 町へ通報  
ため池管理団体は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、町民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。
- (2) 貯留水の放流  
地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。  
また、ため池下流部にあたる町民等には避難を促すなどの対策を講じる。
- (3) 応急対策の協力  
関係機関は、町が実施する応急対策について協力する。

## 第18節 ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。

担当班	上下水道班、危機管理室、施設班
主な関係機関	県、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西和警察署、奈良県高圧ガス地域防災協議会、一般社団法人奈良県LPガス協会、大阪ガス株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社

### 第1 上水道

#### 1 応急措置

上下水道班は、災害発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

#### 2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材は早急に発注する。
- (4) 上下水道班は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合、危機管理室と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。
- (7) 給水計画については、水害・土砂災害等編 第3章 第23節「給水計画」を参照する。

### 第2 下水道

#### 1 応急措置

##### (1) 緊急調査

上下水道班は、地震災害の発生時に管渠については地表からの目視により、また、ポンプ場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

##### (2) 応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき県等の支援を要請する。

## 2 応急復旧

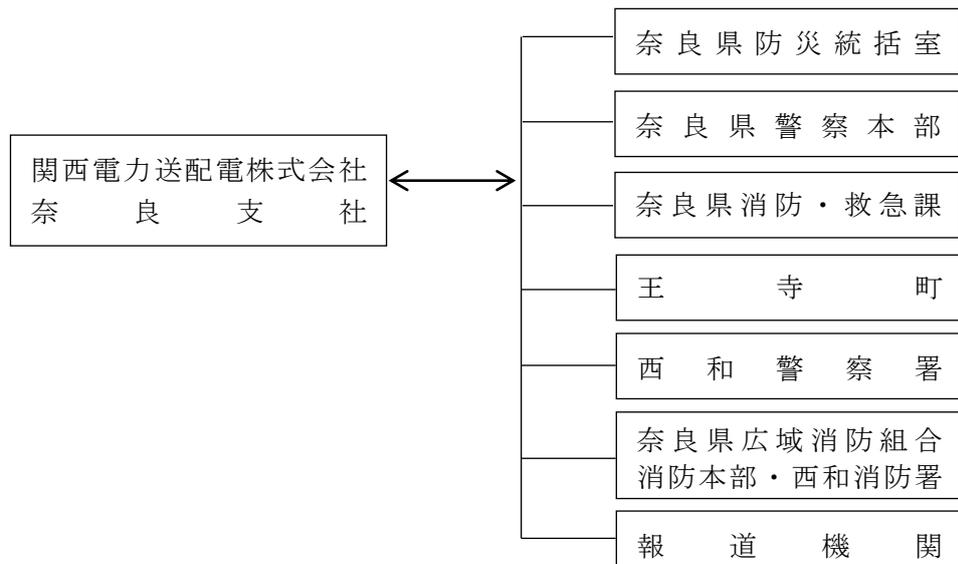
- (1) 上下水道班は、下水管渠の被害に対して、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂しゅんせつ、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。
- (2) 上下水道班は、ポンプ場の被害に対して、電源施設、揚水機能等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の復旧に努める。また、燃料の漏えいの有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。
- (3) 上下水道班は、応急復旧作業に必要な要員として補修専門業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 上下水道班は、被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に手配する。
- (5) 停電等の影響があり自家発電設備の稼働が必要になった場合は燃料が不足する事態を想定して早急に燃料を調達する。

## 第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

### 1 通報・連絡

- (1) 通報・連絡の経路  
通報・連絡は、以下のとおりとする。



- (2) 通報・連絡の方法  
通報・連絡は、地震編 第2章 第15節「ライフライン施設の災害予防計画 第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）」に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

## 2 災害時における情報の収集、連絡

- (1) 情報の収集・報告  
災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。
  - ア 一般情報
  - (ア) 気象、地象情報

- (イ) 一般被害情報
  - 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報
- (ウ) 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況)
- (エ) その他災害に関する情報(交通状況等)
- イ 当社被害情報
  - (ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
  - (イ) 停電による主な影響状況
    - 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項
  - (ウ) 従業員等の被災状況
  - (エ) その他災害に関する情報
- (2) 情報の集約
  - 独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

### 3 災害時における広報

- (1) 広報活動
  - 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。
  - また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。
    - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
    - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること
    - ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと
    - エ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気店等で点検してから使用すること
    - オ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること
    - カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
    - キ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること
    - ク その他事故防止のため留意すべき事項
- (2) 広報の方法
  - 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

### 4 対策要員の確保

- (1) 対策要員の確保
  - ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
  - イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。
    - なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。
- (2) 復旧要員の広域運営
  - 他電力会社他、一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送配電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

## 5 災害時における復旧用資機材等の確保

### (1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

### (2) 輸送

復旧用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

### (3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

## 6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

## 7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

## 8 災害時における応急工事

### (1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

### (2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- ア 水力発電設備  
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
  - イ 送電設備  
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
  - ウ 変電設備  
機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
  - エ 配電設備  
非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
  - オ 通信設備  
共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。
- ### (3) 災害時における安全衛生
- 応急工事の作業にあたっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

## 9 復旧計画

設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資機材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込み
- (6) 宿泊施設、食料等の手配
- (7) その他必要な対策

## 10 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

## 第4 電信電話施設

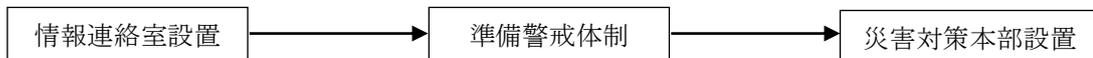
### 1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

#### (1) 発生直後の対応

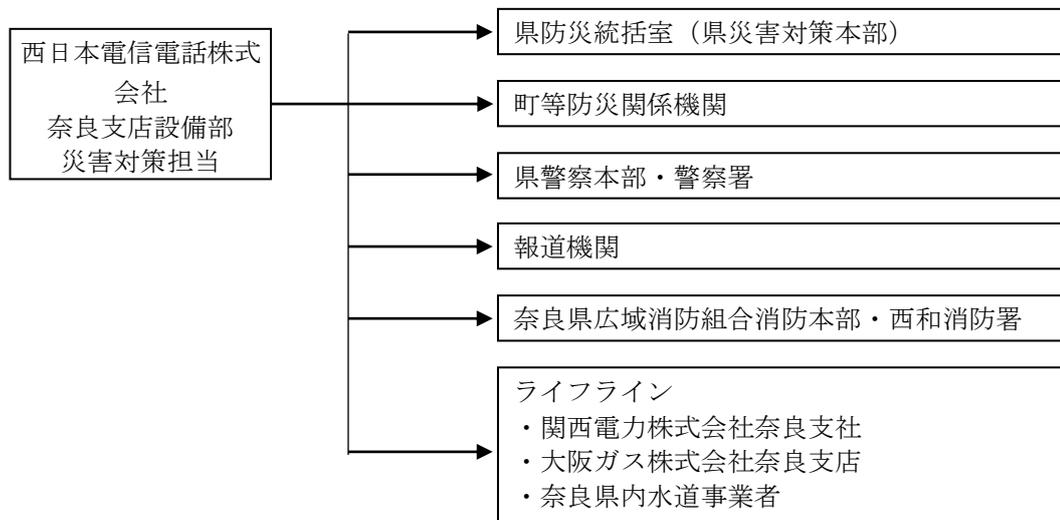
##### ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



#### イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ロ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ロ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、西日本電信電話株式会社本社の災害対策本部に支援要請し、西日本電信電話株式会社グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

- ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■ 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> 気象機関 <input type="checkbox"/> 水防機関 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 災害救助機関 <input type="checkbox"/> 警察機関 <input type="checkbox"/> 防衛機関 <input type="checkbox"/> 輸送の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 通信の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 電力の供給の確保に直接関係のある機関

順位	復 旧 回 線
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ ガス供給の確保に直接関係のある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係のある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 預貯金業務を行う金融機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 国又は地方公共団体（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

## (4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

## (5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

## (6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

## (7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

## 2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

## (1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

## (2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

## (3) 通信の非常疎通措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

## ア 重要通信の疎通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

## イ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

## ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

- (4) 社外機関に対する応援又は協力の要請  
災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。
- (5) 設備の応急復旧  
災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

### 3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

- (1) 情報の収集及び連絡  
災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。
  - ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
  - イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。
- (2) 準備警戒  
災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。
- (3) 防災に関する組織  
ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。  
イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。
- (4) 通信の非常疎通措置  
ア 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。  
イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。
- (5) 設備の応急復旧  
被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。
- (6) 設備の復旧  
被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

### 4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

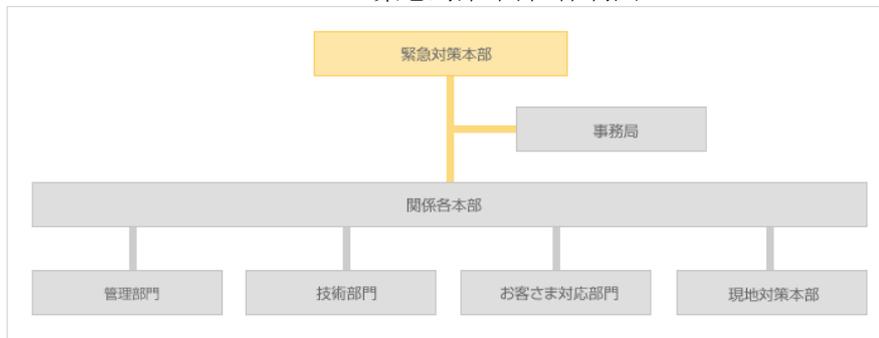
ソフトバンク株式会社は地震時において、防災業務計画の定めるとおりの措置を実

施するものとする。また、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

- (1) 顧客への発災時の支援
  - ア 発災情報の通知
  - イ 被災情報の相互連絡
  - ウ 貸出用携帯電話等の配備
  - エ 位置情報通知システム
  - オ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
  - カ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開
- (2) 通信サービス確保の対策
  - ア 緊急対策本部の設置
 

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社が被害情報の収集を行い、そのうえで、被害状況に基づき、緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図



- イ 通信の確保・維持
- (3) 通信エリアの復旧と確保
 

ソフトバンク株式会社では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

  - ア 停電基地局の発電機設備による電源確保
  - イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
    - (ア) 移動無線基地局車
    - (イ) 可搬型衛星基地局
  - ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
  - エ 基地局の建て直し
  - オ 燃料調達
  - カ 移動電源車
  - キ 周辺基地局によるエリア救済
  - ク 代替基地局設備の導入
- (4) 災害時通信サービス
  - ア 緊急速報メール
  - イ 災害用伝言板サービス
  - ウ 災害用音声お届けサービス
  - エ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

## 第5 ガス

### 1 高圧ガス・LPガス

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害を最小限にとどめ、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

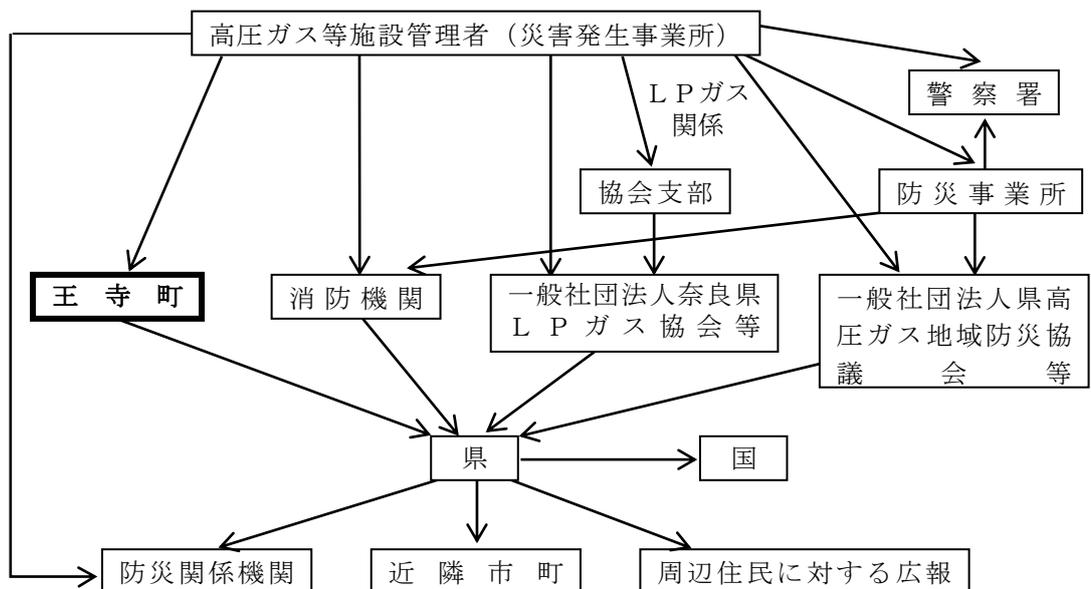
- ア 施設が危険な状態となったとき、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。また、発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速にし、事故の拡大を防止する。
- イ 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。
- ウ 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- エ 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- オ 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連絡調整を行う。

(2) LPガス貯蔵施設等

LPガス事業所は、LPガスによる災害を最小限にとどめ、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

- ア 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。
- イ 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- ウ 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

■ ガス災害応急対策に係る情報系統図



※防災事業所は、一般社団法人奈良県LPガス協会及び保安センターを指す。

2 大阪ガス株式会社（都市ガス）

災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

- (1) 情報の収集伝達及び報告
  - ア 地震震度、気象予報等の収集、伝達
    - 地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。
    - (ア) 地震情報
      - 供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。
    - (イ) 気象情報
      - 気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。
  - イ 通信連絡
    - (ア) 災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。
    - (イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
    - (ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。
  - ウ 被害状況の収集、報告
    - 当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。
- (2) 応急対策要員の確保
  - ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。
  - イ 震度5弱以上の地震が発生した場合、大阪ガス株式会社本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。
  - ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。
- (3) 顧客及び町民に対する災害広報の実施
- (4) 危険防止対策
  - ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
  - イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
  - ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でのガスの自動遮断を行う。
- (5) 応急復旧対策
  - ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。
  - イ 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

## 第6 鉄道

### 1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

- (1) 運転規制
  - ア 地震計で計測震度の測定が可能な場合
    - (ア) 地震計が計測震度4.0未満を示したとき  
運転の再開を行うものとする。

(イ) 地震計が計測震度 4.0 以上 4.5 未満を示したとき

規制区間内を初列車は 25km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所（※）がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所（※）を 25km/h 以下で徐行運転を継続することとする。

(ウ) 地震計が計測震度 4.5 以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は 45km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

イ 地震計で計測震度の測定ができない場合

(ア) 地震計が 40 ガル未満を示したとき

運転の再開を行うものとする。

(イ) 地震計が 40 ガル以上 80 ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は 25 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所（※）がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所（※）を 25km/h 以下で徐行運転を継続することとする。

(ウ) 地震計が 80 ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は 45km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度 4 以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに 25 km/h 以下で旅客の乗降可能な最寄りの停車場まで運転できるものとする。

※ 要注意箇所は、近畿統括本部長が過去に地震に起因して変状が生じた構造物、耐震評価上の弱点となる構造物等に対して事前に設定する。

(2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生のおそれがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

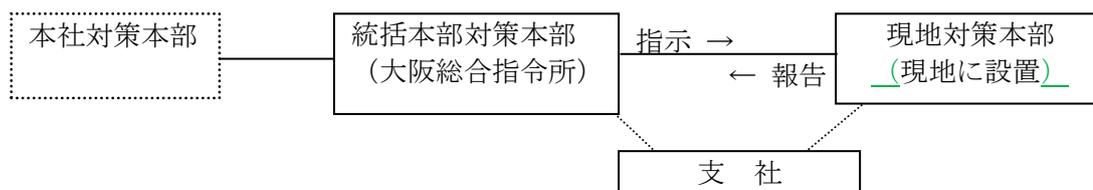
ア 体制・招集の決定者

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

イ 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種体制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○特に必要と認めたととき	すべての班 招集可能者の 全員
第2種体制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（おおむね1日以上）要するとき ○必要と認めたととき	必要な班 招集可能者の 半数程度
第3種体制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ○その他必要と認めたととき	必要な班 必要な人数

ウ 統括本部対策本部体制図



エ 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じた旅客一斉放送、保安当直（安全推進室）から一斉送信されるメール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

オ 支社、駅区所等の業務

支社は、統括本部対策本部からの指示や現地の状況を踏まえ、支社、現地又は現地対策本部等において対応にあたること。また、駅区所等の状況把握に努め、必要な支援や手配を行うこと。

駅区所等は、統括本部対策本部又は支社等からの指示を受け、対応または必要な要因の確保等を行うこと。

カ 西日本旅客鉄道株式会社本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、西日本旅客鉄道株式会社本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、本社に対策本部が設置された場合は、役割を分担したうえ連携して対応にあたることとする。他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

キ 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。

(ア) 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

(イ) 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。

(ウ) 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

ク 統括本部対策本部への報告及び要請

(ア) 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。

確度	復旧時刻の精度（標準）
甲	± 1時間
乙	± 2時間
丙	± 3時間

(イ) 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。

(ウ) 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所へ指示を行う。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。

(エ) 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。

## 2 近鉄日本鉄道株式会社

震災に際しては、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

- (1) 震度別列車運転基準
  - ア 震度4の場合 注意運転
  - イ 震度5弱以上の場合 運転中止
- (2) 関係者の処置
  - ア 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。
  - イ 駅長は、付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。
  - ウ 運転士は、地震を感知したときは、速やかに安全位置に停止し、運転指令者からの指示に留意する。
  - エ 施設関係各区長は、必要に応じて巡回点検する。
- (3) 火災防止
 

火気使用施設及び器具、危険物等による火災発生を防止するため、ガス、油の元栓の閉鎖、電気スイッチの遮断を速やかに行う。
- (4) 旅客の整理、避難誘導
 

震災状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。
- (5) 他機関との応援体制
 

災害により運行不能となった場合、他の運輸機関と打合せのうえ、代行輸送の取扱いを行う。
- (6) 災害発生時の対応
 

災害が発生したときは、当社「異例事態対応規程」に基づき異例事態対策本部、現地対策本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

## 第19節 危険物施設等災害応急対策計画

水害・土砂災害等編 第3章 第17節「危険物施設等災害応急対策計画」を準用する。

担当班	衛生班、危機管理室
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合（西和消防署）、危険物等施設管理者

## 第20節 地盤災害応急対策計画

大規模な地震により地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

担当班	施設班、住宅生活班、危機管理室
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局、被災宅地危険度判定連絡協議会

前記以外の事項については、水害・土砂災害等編 第3章 第33節「土砂災害応急対策」、第34節「大規模土砂災害応急対策」、第35節「被災宅地の危険度判定」を準用する。

## 第21節 消火活動計画

水害・土砂災害等編 第3章 第38節「火災応急対策」及び第39節「林野火災応急対策」を準用する。

担当班	消防団、危機管理室
主な関係機関	奈良県広域消防組合（西和消防署）、自衛隊、森林管理事務所、西和警察署

## 救助・医療活動計画

### 第22節 救急、救助活動計画

水害・土砂災害等編 第3章 第18節「救急、救助活動計画」を準用する。

担当班	消防団
主な関係機関	西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、県、自衛隊

### 第23節 保健医療活動計画

水害・土砂災害等編 第3章 第19節「保健医療活動計画」を準用する。

担当班	保健班、輸送班、危機管理室
主な関係機関	県、県及び町医師会・歯科医師会・薬剤師会、県病院協会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部、中和保健所、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、自衛隊

## 緊急輸送計画

### 第24節 緊急輸送計画

水害・土砂災害等編 第3章 第20節「緊急輸送計画」を準用する。

担当班	危機管理室、総務班、施設班
主な関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社

### 第25節 災害警備、交通規制計画

水害・土砂災害等編 第3章 第21節「災害警備、交通規制計画」を準用する。

担当班	危機管理室、総務班、輸送班、施設班、消防団
主な関係機関	県警察本部、西和警察署、県公安委員会

## 物資供給計画

### 第26節 食料、生活必需品の供給計画

水害・土砂災害等編 第3章 第22節「食料、生活必需品の供給計画」を準用する。

担当班	福祉班、学校教育班、危機管理室、避難所班
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団、災害時応援協定締結団体、日本赤十字社奈良県支部

### 第27節 給水計画

水害・土砂災害等編 第3章 第23節「給水計画」を準用する。

担当班	上下水道班、危機管理室
主な関係機関	県、中和保健所

## 保健・衛生計画

### 第28節 防疫、保健衛生計画

水害・土砂災害等編 第3章 第24節「防疫、保健衛生計画」を準用する。

担当班	保健班、福祉班、衛生班
主な関係機関	中和保健所、奈良県立医科大学附属病院、済生会中和病院

### 第29節 遺体の火葬等計画

水害・土砂災害等編 第3章 第25節「遺体の火葬等計画」を準用する。

担当班	衛生班、消防団
主な関係機関	県、県警察本部、西和警察署

### 第30節 廃棄物の処理及び清掃計画

水害・土砂災害等編 第3章 第26節「廃棄物の処理及び清掃計画」を準用する。

担当班	衛生班、危機管理室、上下水道班
主な関係機関	県、高田土木事務所、奈良国道事務所、近隣市町村

**支援受入計画****第31節 ボランティア活動支援計画**

水害・土砂災害等編 第3章 第27節「ボランティア活動支援計画」を準用する。

担当班	ボランティア班
主な関係機関	県社会福祉協議会、関係するNPO等の団体

**第32節 海外からの支援受入計画**

水害・土砂災害等編 第3章 第28節「海外からの支援受入計画」を準用する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	国、県

**第33節 救助法等による救助計画**

水害・土砂災害等編 第3章 第29節「救助法等による救助計画」を準用する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県

**教育施設等計画****第34節 文教対策計画**

水害・土砂災害等編 第3章 第30節「文教対策計画」を準用する。

担当班	学校教育班、福祉班、保健班
主な関係機関	県、県教育委員会

**第35節 文化財災害応急対策**

水害・土砂災害等編 第3章 第31節「文化財災害応急対策」を準用する。

担当班	調査班
主な関係機関	県、文化財所有者

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設の災害復旧

水害・土砂災害等編 第5章 第1節「公共施設の災害復旧」を準用する。

担当班	危機管理室、総務班、施設班、住宅生活班、上下水道班、学校教育班、広聴・出納班
主な関係機関	県、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、その他執行機関、指定公共機関

### 第2節 被災者の生活確保

水害・土砂災害等編 第5章 第2節「被災者の生活確保」を準用する。

担当班	危機管理室、衛生班、福祉班、広聴・出納班、ボランティア班
主な関係機関	県、県社会福祉協議会、金融機関、公共職業安定所、日本郵便株式会社

### 第3節 被災中小企業の振興

水害・土砂災害等編 第5章 第3節「被災中小企業の振興」を準用する。

担当班	危機管理室、避難者対応班
主な関係機関	県、政府系中小企業金融機関

### 第4節 農林業者への融資

水害・土砂災害等編 第5章 第4節「農林業者への融資」を準用する。

担当班	危機管理室、施設班
主な関係機関	県、政府系中小企業金融機関

### 第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

水害・土砂災害等編 第5章 第5節「義援金の受入・配分等に関する計画」を準用する。

担当班	福祉班、危機管理室、広聴・出納班
主な関係機関	県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金、報道機関

## 第6節 激甚災害の指定に関する計画

水害・土砂災害等編 第5章 第6節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県

## 第7節 災害復旧・復興計画

水害・土砂災害等編 第5章 第7節「災害復旧・復興計画」を準用する。

担当班	全班
主な関係機関	県、国

# 第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

## 第1節 総則

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、町のとるべき基本的事項を定める。

### 第1 計画の目的

町は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取扱に際しては、このことを念頭に置いたうえで十分に留意するものとする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されている本町において、南海トラフ地震に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

### 第2 基本的な考え方

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められてきた。

町では、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で町の全区域が推進地域に指定されたことを受け、町全域を対象としてその対策を推進してきた。

こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらされた。

このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、町民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、隣近所における「互近助」・地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、町民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した

災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。

### 1 自立した災害対応

近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行う。

国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本町においても、町が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努めるものとする。

### 2 これまでの地震防災対策を継続して推進

第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っている。このため、町内で想定される被害は、住宅の耐震化や町有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

### 3 突発的な地震に備えた日頃からの対策

突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、町民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、町や県がその支援を行う。

### 4 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されており（平成31年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

### 5 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震をみると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

## 第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

地震編 第1章 第2節 「防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔において発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

### 第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 1 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔において発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- 2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

#### 1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

#### 2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

##### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

##### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

##### (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

#### 4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

##### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間（対象地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに 1 週間（対象地震発生から 336 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

##### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で、マグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）の発生から 1 週間（対象地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

##### (3) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

#### 5 必要な情報の伝達・周知等

##### (1) 町及び県等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び町民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

##### (2) 町及び県等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

##### (3) 町及び県等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

### 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

##### (1) 町、県、関係機関及び町民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。

##### (2) 町民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

- (3) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、町民に密接に関係のある事項について周知する。また、町民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

### 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県及び町は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

また、奈良県地震防災緊急事業五箇年計画以外の事業についても、別に年次計画を定めて、その施設等の整備促進に努める。

地震編 第2章 第21節「第五次地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する。

### 第4節 防災訓練計画等

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、町民（自主防災組織等）、町、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

#### 第1 防災訓練計画

町は、防災訓練計画について、次の点に留意して、地震編 第2章 第7節「防災訓練計画」に基づき実施する。

- 1 町は、南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員非常参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- 2 防災訓練は、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- 3 防災訓練の実施にあたっては、可能な限り町民や自治会、自主防災組織等の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- 4 町は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- 5 町は、中長期的視野に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

#### 第2 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多い。また、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

## 第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及びその他の防災関係機関は、地域の自主防災組織等と協力して、地震編 第2章 第6節「防災教育計画」に基づく取組のほか、南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

### 第1 町職員に対する防災知識の普及

町は、南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、職員の各種セミナーや研修の受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図る。

その内容は次の事項を含む。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 5 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
  - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
  - (2) 膨大な数の避難者の発生
  - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
  - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
  - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
  - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
  - (7) 復旧・復興の長期化
- 6 地震及び津波に関する一般的な知識
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 8 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 9 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 10 今後地震対策として取組む必要のある課題

### 第2 町民に対する防災知識の普及

町民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る」という自助・互近助・共助の意識を普及させるため、町は、県等と協力して、インターネット（消防庁、町、県のホームページなど）等により、町民等に対する防災知識の普及を図る。

#### 1 普及の内容

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (3) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (4) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令基準など避難に関する知識
- (5) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (6) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (7) 緊急地震速報の受信及び対応
- (8) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (9) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの  
ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害  
イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足  
ウ 電力・燃料等のエネルギー不足  
エ 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

### 第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

#### 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容

- (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- (7) 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動
- (9) その他

#### 2 教育・指導の方法

- (1) 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

#### 3 その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

### 第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節 第1を準用する。

## 第6節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、町民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、町民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

### 第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、県においても活断層による内陸型地震と同じく多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、町、県及び奈良県広域消防組合（西和消防署）は、「地震編 第2章第8節 自主防災組織の育成に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及  
（他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など）
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援  
（特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援）
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認  
（ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等）
- 4 自主防災組織同士の連携の促進  
（交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等） 等

### 第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

#### 1 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

## 2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

## 3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

地震編 第2章 第9節「企業防災の促進に関する計画」を準用する。

## 第7節 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

### 第1 建築物の耐震性の確保

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（平成31年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

南海トラフ巨大地震の被害想定では、本県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、震災による人的被害の軽減のため、町が策定した「耐震改修促進計画（改訂版）」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震等による二次災害を軽減・防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

#### 1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から町民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。町民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、町は耐震セミナーの開催等により、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、町民の自発的な取組を支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、町民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

#### 2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、すべての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。町は県とともに、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及啓発を図る。

### 第2 町有建築物の耐震性の確保

#### 1 防災上重要な役割を果たす建築物

町は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう耐震診断・改修を進める。

また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

#### 2 その他の既存建築物

町は、町が所有又は管理する公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、そ

の結果、耐震改修が必要と認められたものは、耐震改修に努める。

### 3 非構造部材の耐震対策

町は、町が所有又は管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策に努める。

## 第3 民間建築物等の耐震診断・改修の促進

町耐震改修促進計画の改訂版に基づき、以下の取組を行う。

### 1 耐震性向上の普及啓発

町は、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及啓発を図る。

### 2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

町は県と協力し、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、以下の建築物については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

- (1) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物
- (2) 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物
- (3) 救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年11月25日施行）に伴い、耐震診断が義務化された建築物は、定められた期限までに診断の結果を所管行政庁へ報告するよう所有者へ周知する。

### 3 倒壊物・落下物対策

広告塔や建築物に付設された看板やエアコンの外部機器、各種自動販売機、家屋のブロック塀等の地震等による落下や転倒は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなるので、安全性を確保していくよう、関係団体、事業者や町民等に周知・指導等を行う。

### 4 木造住宅の耐震診断・改修の促進

#### (1) 耐震診断の促進

地震時の被害が大きくなると予想される昭和56年以前の木造住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合、町が耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施する。

また、耐震化の促進のために、すべての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

#### (2) 耐震改修の支援

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであり、基本的に所有者の責任において実施されるべきである。

しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅の量的な軽減、がれき等災害による廃棄物の軽減が図ることができ、早期の復旧・復興に寄与すること、緊急輸送路や避難路が確保される等の減災対策となる。

こうした考え方にに基づき、耐震化を促進するための優遇措置として耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事を促進するため、その費用の一部を補助する事業を実施する。

## 5 非構造部材の耐震対策

町は、県と協力し、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

## 6 重点促進区域における耐震診断・改修の促進

町は、地震災害に強いまちづくりを進めるため、以下の地域を重点的に耐震化を図る地域として設定し、当該区域内の住宅・建築物について計画的に耐震診断・耐震改修を促進する。

- (1) 災害時に重要な機能を果たすべき建築物が多く立地する地域
- (2) 木造住宅が密集し、出火危険度及び延焼拡大度の高い地域
- (3) 緊急輸送道路や避難路沿道に沿った地域 等

## 7 技術者の養成等

町は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に係る民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の受講を促し、技術資料の作成等に努める。

# 第4 液状化対策

国が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

大規模な構造物は、地下深く堅い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきたが、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動の発生事例も報告されている。

町は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、町管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。また、町は、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの町民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

# 第5 時間差発生による災害の拡大防止

## 1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震の履歴をみると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で再度地震が発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。

また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、町は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど町民意識の啓発に努める。

## 2 応急危険度判定の迅速な実施

### (1) 予防計画

町は、災害後の判定活動の速やかな実施に向け、町から県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築）を構築する。

応急危険度判定士の派遣要請については、県との連絡体制を整備するとともに、早急な応急危険度判定作業を実施するため、町職員の判定士資格の取得促進に努める。

また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備について、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図る。

町は、県の協力のもとで、建築関係団体と協力し、町民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果があることから、県の協力を得て、文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

## (2) 応急対策計画

### ア 被災建築物の応急危険度判定

地震編 第3章 第15節「建築物の応急対策計画」第1に基づき実施する。

### イ 被災宅地の危険度判定

地震編 第3章 第15節「建築物の応急対策計画」第2に基づき実施する。

## 第6 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲にわたって不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

### 1 発災直後の対応

#### (1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

町は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、「むやみに移動をしない」など県が発する呼びかけに合わせて、帰宅行動の抑制に努める。

#### (2) 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認したうえで、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

#### (3) 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

### 2 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

### 3 一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認したうえで、一時滞在施設として開設する。

### 4 その他の対策

#### (1) 迅速な把握

町は、被災した帰宅困難者を迅速に把握する。

#### (2) 情報の提供

町は、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対し、必要な情報の提供を行う。

#### (3) 代替交通手段を確保

町は、代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させるよう対処する。

## 第7 文化財保護対策

### 1 耐震性能確保と防火対策の強化

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用することが難しい。

このため、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」（内閣府等）や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考に、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。

### 2 震災時の応急対応体制の確立

震災時において、町、指定文化財の所有者及び管理者は、県に対し被害状況を報告する。

### 3 文化財保護関係者の対応

文化財建造物は、倒壊しても構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。

このため、文化財保護関係者は、文化財建造物の焼失を防ぐ必要性から、県から応急対応の指導を受ける。

## 第8節 地震発生時の応急対策等

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

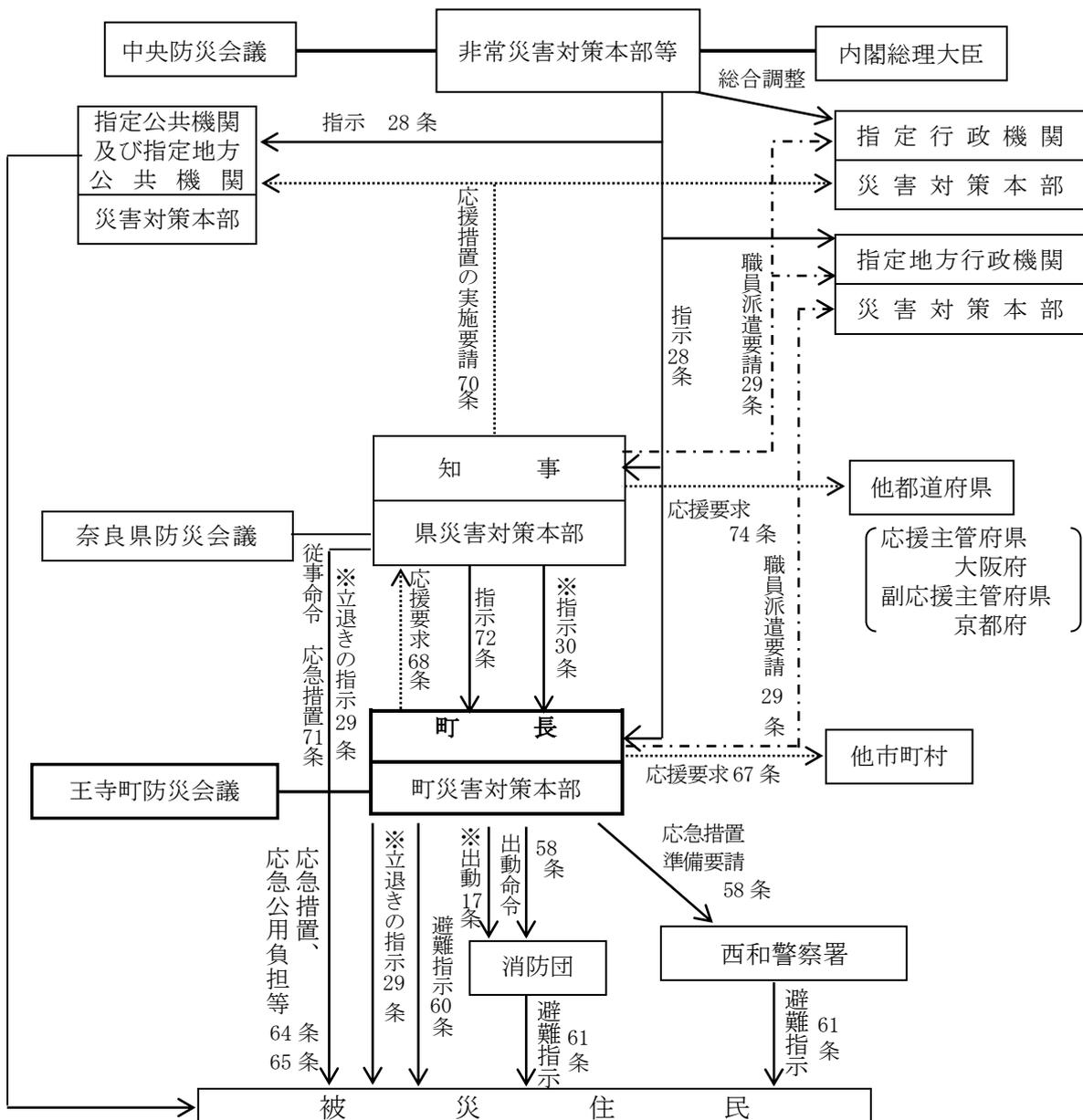
### 第1 災害対策本部等の設置

#### 1 防災組織計画

町は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。なお、代替庁舎の指定の他、災害対策本部室となる部屋・レイアウトは、別途、町業務継続計画（BCP）において明記する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、地震による災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。これらの各防災関係機関の系統図は、次のとおりである。

#### ■ 災害対策系統図



条番号は災対法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。  
※については水防法による。

## 2 災害対策本部の設置

町長は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震又は当該地震等と想定される地震が発生したと判断したときは、直ちに町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

## 3 災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

町災害対策本部体制は、地震編 第3章 第6節「活動体制計画」第3を準用する。

## 4 町の活動体制

町の活動体制は、地震編 第3章 第6節「活動体制計画」第2を準用する。

# 第2 地震発生時の応急対策

## 1 地震情報の収集・伝達

### (1) 地震に関する情報の種類

種類	内容
震源・震度に関する情報 (気象庁)	震度3以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
その他の情報 (気象庁)	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。
緊急地震速報 (気象庁)	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 (奈良県)	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、すべてオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査したうえで発表される。

### (2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

ア 県内で震度3以上を観測したとき

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

### (3) 情報の受理、伝達

ア 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

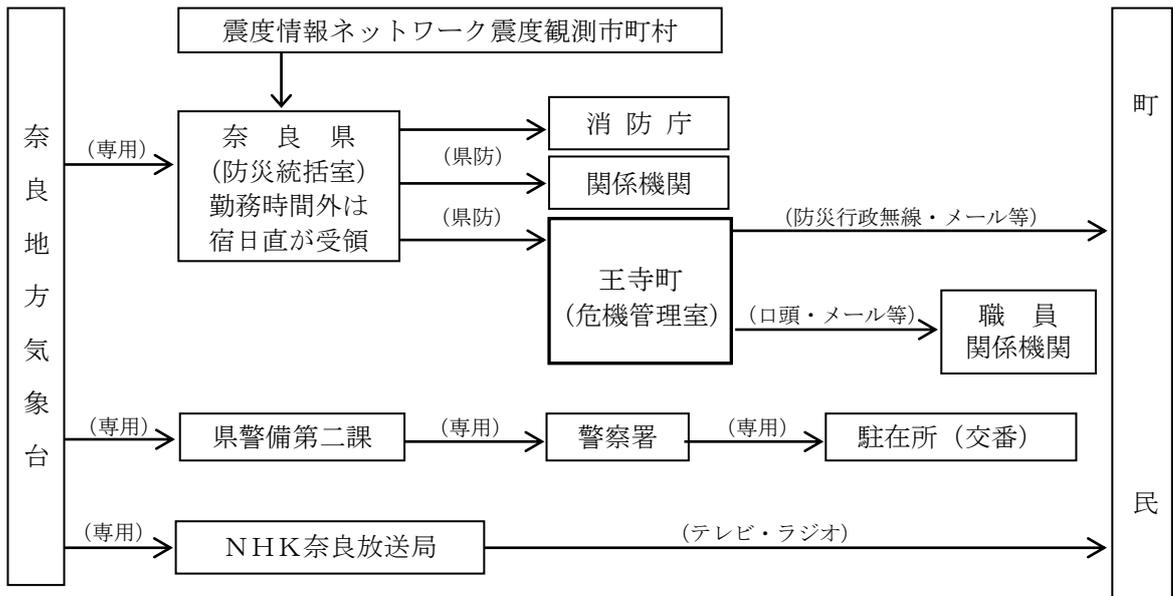
町は、県防災行政無線等により、消防本部、関係機関とともに情報を受理する。

町及びその他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに町防災行政無線等により、迅速に町民等へ情報を伝達するよう努める。

イ 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

■ 地震情報の伝達系統図



(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線

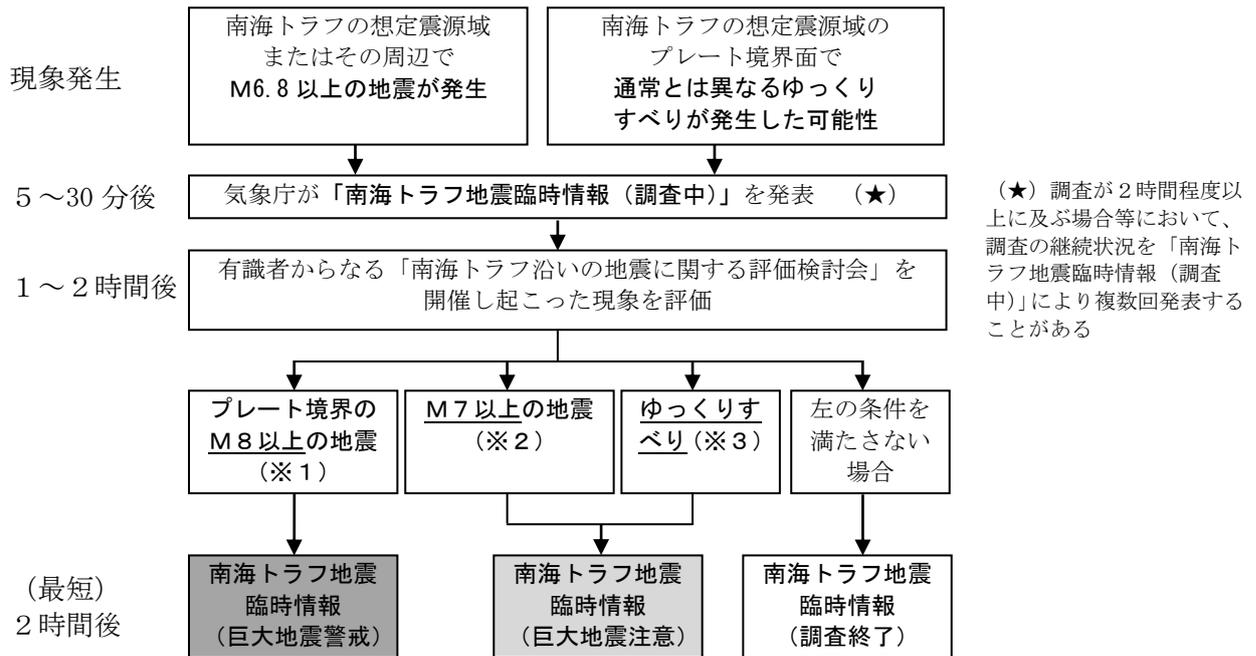
(4) 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を、令和元年5月31日より開始している。

情報名	情報種別	情報発表の条件
ア 南海トラフ地震臨時情報		
	調査中	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震注意	○巨大地震の発生に必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震（一部割れケース）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）等
	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
イ 南海トラフ地震関連解説情報		
		○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(5) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

2 早期災害情報収集の計画

(1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

(2) 実施機関

ア 町、奈良県広域消防組合（西和消防署）

町、奈良県広域消防組合（西和消防署）は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

イ 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

(3) 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し各班長に報告する。班長は、職員の情報内容を町災害対策本部等に報告する。

(4) 異常現象発見者の通報

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察官に通報する。

イ 町及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

異常現象の通報を受けた場合、町は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

(1) 報告の基準

町は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(2) 被害状況、避難状況等の調査

ア 被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て実施する。

イ 被害状況、避難状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分に留意する。

ウ 被害世帯数、人数については、現地調査のほか住民登録・外国人登録と照合する等、的確を期するよう努める。

エ 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する。

（要配慮者については、水害・土砂災害等編 第3章 第3節「要配慮者の支援計画」参照）

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(1) 人・住家の被害	町	
(2) 避難に関する状況（警戒レベル4（避難指示（緊急））等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	町	
(3) 福祉関係施設被害	町（県）	
(4) 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町（県）	保健所
(5) 水道施設被害	町	
(6) 農産物、農業施設被害	町	県農林振興事務所
(7) 畜産被害	町	県家畜保健衛生所
(8) 水産被害	町	
(9) 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
(10) 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
(11) 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
(12) 商工関係被害	町	県農林振興事務所
(13) 公共土木施設被害	町（県）	県土木事務所
(14) 都市施設被害	町（県）	県土木事務所
(15) 町有財産、町有建築物被害 （文化財、警察関係施設を除く）	町	
(16) 文教関係施設被害	町（県）教育委員会	
(17) 文化財被害	町（県）	
(18) 警察関係施設被害	警察本部、警察署	町
(19) 生活関連施設等被害	指定公共機関等	町

(3) 報告の基準（即報基準）

町は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

ア 救助法の適用基準に合致するもの

イ 町又は県が災害対策本部を設置したもの

ウ 地震災害が2都道府県以上にまたがるもので、1つの都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

エ 地震災害が2市町村以上にまたがるもので、1つの市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの

オ 地震災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

カ 地震災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

キ 地震が発生し、区域内で震度4以上を記録したもの

ク その他、地震災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(4) 報告の基準（直接報告基準）

町は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

#### 4 危機管理室から県防災統括室への報告

(1) 報告系統

危機管理室から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とする。

(2) 災害概況即報

危機管理室は、即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

また、直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告する。

(3) 被害状況即報

危機管理室は、即報基準に該当する災害が発生したとき、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を、「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、県知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示にしたがって報告する。

(4) 災害確定報告

危機管理室は、応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

(5) 災害年報

危機管理室は、毎年1月1日から12月31日までの地震災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告する。

#### 5 報告系統

町、指定地方公共機関は、県に報告する。

町は、通信の不通等により県に報告できない場合、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

#### 6 事業担当課から県事業担当課への報告

町各事業担当課は、災害が発生したとき、担当する調査事項について、被害状況を

とりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

### 第3 被災者の安否情報

#### 1 安否情報の収集、整理

町は、被災した町民及び帰宅困難者を含む一時滞在者の安否情報の収集に努め、その安否情報を管理する。

#### 2 安否情報の提供

町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったとき、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

##### (1) 被災者の同居親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

##### (2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

##### (3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町や県が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるとき、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

なお、町は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるとき、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

#### 3 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町又は県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

##### (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

##### (2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

##### (3) 照会をする理由

#### 4 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

## 第9節 消火活動計画

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、町民等に初期消火の徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、町の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

### 第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、町民、自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等によって行われる。各消防機関は、関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、町民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

### 第2 消防活動

町は、消防活動について、被害発生の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防ぎょ対象と範囲を定め、被害軽減のために最も効率的な消防活動計画を策定し、これを実施する。

その場合、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

#### 1 消防団員等の確保

地震災害時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防団員の召集も困難になる等消防力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

#### 2 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

#### 3 段階的防ぎょ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょ
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても人命の安全を最優先とし、避難路等を確保

### 第3 県内市町村相互の広域応援体制

町は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。

奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、町から他の協定市町村等へ行う。

### 第4 他都道府県からの応援体制

町長は、「奈良県消防広域相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できないときは、奈良県広域消防組合消防本部を通じて知事に応援を要請する。

また、知事が町長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を実施する。

#### 1 応援受入体制の整備

応援を要請した町は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化

- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

## 第5 救急・救助活動

### 1 救急活動

- (1) トリアージ、応急手当の実施

迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ\*、応急手当を実施する。

※トリアージ：災害発生時等に多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタグを貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと

- (2) 迅速・的確な搬送の実施

医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者を最優先して迅速・的確な搬送を実施する。

- (3) ヘリコプターによる救急搬送の実施

県と協力し、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

（地震編 第3章 第8節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照）

### 2 救助活動

- (1) 自主的な救助の実施

自主防災組織等は、独力で救助可能な場合、自主的に被災者の救助を実施する。

- (2) 迅速・的確かつ計画的な救助活動の実施

町は、救助が必要な生存者の情報収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速・的確かつ計画的に救助活動を行う。

- (3) 自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合

町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

### 3 各関係機関の相互協力

町は、各防災関係機関とともに、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救急・救助活動を相互協力して実施する。

（注）消防組織法第42条により、消防機関と県警察とは、相互協力する。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、相互協力すること。

## 第10節 保健医療活動計画

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。

また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、心のケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に対応した医療救護の提供を図る。

### 第1 医療救護活動

#### 1 要請

町は、被災状況に応じて、地区医師会長又は病院長等医療機関に医療救護班の派遣を要請する。

また、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）において町の対応能力のみでは十分でないとき、県保健医療調整本部に保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）等）の派遣を要請する。

#### 2 医療救護班の活動場所等

町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。

また、町は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

医療救護班は、町の設置する医療救護所等において県や関係機関の協力を得て行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 負傷者が多数発生した災害現場
- (2) 避難所
- (3) 負傷者が殺到する病院

### 第2 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送

#### 1 傷病者等の搬送

町及び関係機関は、応急手当等がなされた傷病者で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送について、状況に応じて次のとおり行う。

- (1) 町等の消防機関に搬送を要請
- (2) 医療機関の患者搬送車で搬送
- (3) 医療救護班が使用している自動車での搬送
- (4) 広域搬送等を必要とする場合

広域搬送等を必要とする場合、県消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。なお、消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

#### 2 医療救護スタッフの搬送

関係機関は、医療救護スタッフについて、原則としてあらかじめ確保した車両で搬送する。

#### 3 医薬品等の搬送

関係機関は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材について、原則として県医薬品卸共同組合の車両で搬送する。

#### 4 ドクターヘリの受入体制の確保

町は、ヘリコプターを活用した医療機関への円滑な搬送活動のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

### 第3 後方医療体制

災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）及び被災をまぬかれた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受入れ、治療にあたる。

### 第4 医薬品等の供給

町は、災害時の医療救護活動用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足する場合には、保健所に支援を要請する。

### 第5 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

#### 1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

町は、必要に応じて保健医療調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。

#### 2 避難所での保健活動

町は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- (2) 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- (3) 町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

### 第6 在宅難病患者に関する活動

町は県の協力のもと、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

- 1 町民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- 2 町、保健所、訪問看護ステーション等による安否確認

### 第7 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

町は、県、精神保健福祉センター、保健所とともに、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

#### 1 安否確認等

町及び保健所は、相談支援事業等関係機関との連携を図り、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

#### 2 心のケアチームの活動

精神保健福祉センターは、あらかじめ作成する「災害時心のケア活動マニュアル」（仮称）に基づき、心のケアチームを編成し活動する。町は活動に協力する。

#### 3 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

町は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

#### 4 相談支援等

町は保健所等と連携し、避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。

精神保健福祉センターは、専門職能団体等の協力を得て、「心のホットライン」による電話相談を実施するが、町は、必要に応じこれらの活動に協力する。

## 第8 小児・周産期領域の患者への支援

### 1 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、町及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

### 2 医療支援

保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。

地域保健医療調整本部は、町に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。

## 第11節 緊急輸送計画

町は、災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

### 第1 計画の基本方針

#### 1 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動にあたっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 円滑な災害応急対策の実施

#### 2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

##### (1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ク 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

##### (2) 第2段階

- ア 上記1の続行
- イ 要配慮者の保護に係る福祉避難所等への移送
- ウ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

##### (3) 第3段階

- ア 上記2の続行
- イ 災害応急対策に必要な要因及び物資

### 第2 輸送力の確保

#### 1 町及び防災関係機関の措置

- (1) 町及び防災関係機関は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して、県又は他町等に斡旋を要請する。
  - ア 輸送区間及び借上期間
  - イ 輸送人員又は輸送量
  - ウ 車両等の種類及び台数
  - エ 集結場所及び日時
  - オ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
  - カ その他必要事項

前記以外の事項については、地震編 第3章 第24節「緊急輸送計画」を準用する。

## 第12節 防疫、保健衛生計画

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

### 第1 防疫体制

防疫は、町が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。

ただし、町の被害が甚大で、町だけでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内のほかの市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（医療政策部保健予防課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

### 第2 食品衛生対策

町は、保健所から食品衛生監視員等の関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等の指示に従い、食中毒の発生を防止に努める。

### 第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

町は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合、県に斡旋を依頼する。

### 第4 生活衛生対策

町は、旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、県の指導のもと、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

#### 1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

#### 2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

なお、上記以外の事項については、地震編 第3章 第28節「防疫・保健衛生計画」を準用する。

## 第13節 支援・受援体制の整備

### 第1 相互応援体制の整備

常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- (1) 町は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- (2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 町は、相互応援協定の締結にあたって、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- (4) 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

### 第2 支援体制の整備

#### (1) 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

#### (2) 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を県と連携して進める。

### 第3 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

#### (1) 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

#### (2) 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

### 第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、地震編 第2章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」に基づくこととする。

## 第14節 広域避難対策

町及び県は、奈良県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

### 第1 広域避難者の受入体制の整備

町は、県と連携し、本県における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を県、関係市町村と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

### 第2 広域避難者への対応

町への避難者に対しては、町は、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

## 第15節 物資等の確保

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。

こうした被害想定を、町民、町及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努める。

また、町は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

### 第1 町民、町、県の役割分担

#### 1 町民の役割

町民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な町民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。

この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

#### 2 町の役割

町は、被災した町民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した町民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

なお、備蓄品の適正量について、南海トラフ巨大地震に被害想定を踏まえて試算し、把握するものとする。

#### 3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域のかつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

### 第2 平常時の物資調達

町は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

町は、供給に必要な食料品等の物資調達を行う流通備蓄協定を締結する等、被災した町民に対し、物資を円滑に供給するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- 1 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- 2 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、応援協定の締結、共同備蓄、又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- 3 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

4 その他、物資の調達に必要なことを定める。

### 第3 平常時の報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、町は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

### 第4 食料備蓄率の向上

町民による食料備蓄率は防災意識向上及び町による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、町は、積極的に災害時の物資確保に努める。また、学校等においては、帰宅困難となり学校等にとどまらざるを得なくなった児童生徒等のための物資を備蓄するよう努める。

町は、災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保の手段により積極的に確保する。